

副本

平成25年(ワ)第1356号, 平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

第11準備書面

平成29年11月30日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

被告指定代理人

甲 谷 健 幸



長谷川 律



金 子 智 美



塩 田 剛 志



代

季 武 雅 子



代

藤 崎 雅 高



代

第1	はじめに	6
1	大阪地裁判決の事案の概要	6
2	大阪地裁判決の要旨	6
3	大阪地裁判決の判断が誤りであること	7
第2	本件規程13条適合性のあるべき判断枠組み	9
1	はじめに	9
2	教育基本法, 学校教育法及び支給法の規定	9
(1)	教育基本法	9
(2)	学校教育法	11
(3)	支給法	13
(4)	本件省令	13
(5)	本件規程	14
3	上記各法令の規定を踏まえた本件規程13条の解釈	14
(1)	教育関係法令である支給法の解釈に当たっても, 教育基本法を始めとする教育関係法令の理念に沿う必要があること	14
(2)	教育基本法, 学校教育法及び支給法等の定めからは, 八規定の「高等学校の課程に類する課程」を有するといえるためには, 申請者において, 少なくとも, ①当該学校における教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであること, ②支給した就学支援金が授業料以外の用途に流用されるおそれがないこと, ③外部団体・機関から不当な人的, 物的な支配を受けていないこと, ④反社会的な活動を行う組織と密接に関連していないことについて, 主張立証しなければならないこと	17
4	小括	20
第3	客観的証拠から認められる大阪朝鮮高級学校を含む各朝鮮高級学校の置かれた状況(朝鮮総聯の特質, 朝鮮総聯と朝鮮学校との関係, 各朝鮮学校における教育内容等)	20

1	はじめに	21
2	朝鮮総聯の特質	21
3	朝鮮総聯と朝鮮学校との関係	23
	(1) 人事における関係について	23
	(2) 教育内容に対する影響について	24
4	各朝鮮高級学校における教育内容	25
	(1) 現代朝鮮歴史	26
	(2) 社会	26
	(3) 国語	26
	(4) 音楽	27
	(5) 朝鮮地理	28
	(6) 朝鮮文学	29
5	小括	29
第4	大阪朝鮮高級学校が本件規程13条に適合すると認めるに至らないとした判断に裁量権の逸脱・濫用はないこと	30
1	はじめに	30
2	大阪朝鮮高級学校について、本件規程13条に適合すると認めるに至らないとした判断に裁量権の逸脱、濫用はなく、不指定処分は適法であること（原告らにおいて前記第2の3(2)の①ないし④の立証がされていないこと）	31
	(1) 大阪朝鮮高級学校を含む各朝鮮中高級学校について、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情（前記第2の3(2)の①ないし④の一つ又は複数を充足しない疑念を生じさせる事実）が多数あったこと	31
	(2) 国内外の各新聞報道は、大阪朝鮮高級学校を含む各朝鮮高級学校について、本件規程13条適合性を疑わせる事情であること	34
	(3) 公安調査庁及び警察庁の見解は、本件規程13条の適合性を疑わせる事情であること	35

(4) 本件規程13条適合性に疑念を生じさせる各事情についての大阪地裁判決の判断がいずれも誤っていること	36
(5) 小括	53
3 本件規程13条適合性についての大阪地裁判決の判断が誤りであること	54
(1) はじめに	54
(2) 本件規程13条適合性判断について、文部科学大臣の裁量が認められていること	55
ア 本件規程13条適合性判断に当たり文部科学大臣に認められる裁量権の内容及び性質	55
イ 本件規程13条適合性判断は、就学支援金が生徒等の授業料に係る債権の弁済に確実に充当されないとの疑念や、各朝鮮学校が朝鮮総聯から教育基本法16条1項の「不当な支配」を受けているとの疑念を生じさせる特段の事情の有無のみを判断するものではないこと	57
ウ 裁量権に関する大阪地裁判決のその余の判断の誤り	59
(3) 大阪朝鮮高級学校については他に本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情がない限り、同条適合性が認められるとして、本件規程13条適合性判断について事実上主張立証責任を転換した大阪地裁判決の判断が誤りであること	60
ア 本件規程13条は、教育内容が教育基本法を始めとする教育法の理念に沿っていることを前提としており、形式的に財務関係書類の作成や理事会等の開催があるという事実のみで要件該当性が認められるものではないこと	60
イ 所轄庁である大阪府知事の検査は、私立学校振興助成法に基づくものであり、教育基本法、学校教育法等の法令違反の有無の検査を目的としていないこと	60
ウ 所轄庁である大阪府知事の検査では、大阪朝鮮高級学校について、教育	

基本法，学校教育法等の法令違反の有無を判断することはできないこと	62
エ 小括	63
4 まとめ	63
第5 ハ規定の削除は，支給法の委任の趣旨を逸脱しておらず，適法であること	63
1 はじめに	63
2 委任命令が法の委任の趣旨を逸脱するか否かの判断枠組みにおいて，所管大臣の主観は無関係であり，これを殊更に採り上げる大阪地裁判決の判断手法は誤りであること	64
(1) 委任の範囲に係る判断枠組みについて	65
(2) 委任命令が法の委任の範囲を逸脱するか否かに関する主要な最高裁判決	65
(3) 委任命令が法の委任の趣旨を逸脱するか否かの判断に当たり，所管大臣の主観的判断は無関係であること	69
(4) ハ規定削除に至る基本的な事実経過に照らしても，ハ規定の削除は文部科学省内でもかねてからの懸案事項であったから，いずれにせよ下村大臣の外交的，政治的意見によるものでないことは明らかであること	70
3 本件省令改正は，委任の趣旨を踏まえてされたものであり，支給法の委任の趣旨を逸脱しておらず，適法であること	71
(1) 支給法の文理，趣旨及び目的等に照らした場合のハ規定の位置づけ	71
(2) ハ規定を削除する本件省令改正は支給法の委任の趣旨を逸脱しておらず，適法，有効であること	73
(3) 小括	74
第6 結語	74

大阪地方裁判所は、平成29年7月28日、大阪朝鮮学園が支給法に基づく支給対象外国人学校の申請に対する不指定処分の取消し及び指定の義務付けを求めた事案について、大阪朝鮮学園の請求をいずれも認容する判決（大阪地裁判決）を言い渡した。

本準備書面では、原告らが、甲A第160号証として大阪地裁判決を提出したことを踏まえ、大阪地裁判決に多数の誤りがあることを明らかにした上、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校に対する不指定処分に裁量権の逸脱・濫用はなく、適法であることを改めて述べる。

なお、略語等については、本書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 はじめに

1 大阪地裁判決の事案の概要

大阪地方裁判所に係属していた事案は、大阪朝鮮高級学校を設置、運営する学校法人である大阪朝鮮学園が、文部科学大臣に対し、平成22年11月27日付けで、支給法2条1項5号、本件省令1条1項2号ハ（以下「ハ規定」という。）、本件規程14条1項に基づいて、支給対象外国人学校の指定を申請したところ、同大臣から、平成25年2月20日、①本件規程13条に適合するものとは認めるに至らなかったこと及び②ハ規定を削除したことを理由として不指定処分を受けたことから、その取消し及び指定の義務付けを求める事案である。

2 大阪地裁判決の要旨

大阪地裁判決は、①支給法2条1項5号は、国の財政的負担において教育を実施することを後期中等教育段階の教育の機会均等の確保の見地から妥当と認められる各種学校の範囲の確定を文部科学省令に委任しているにもかかわらず、下村大臣は、後期中等教育段階の教育の機会均等の確保とは無関係な外交的、政治的判断に基づいてハ規定を削除したものと認められるから、下村大臣

がハ規定を削除したことは、支給法2条1項5号の委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効と解すべきである(甲A第160号証76ないし80ページ)、②本件規程13条の要件該当性については原告が主張立証責任を負うが、大阪朝鮮学園では、私立学校法に基づき、財産目録、財務諸表等が作成されるとともに理事会等も開催されていたこと、大阪朝鮮高級学校は、平成19年4月から平成23年9月までの間、所轄庁である大阪府知事から、教育基本法、学校教育法等の法令に違反することを理由とする行政処分等を受けたことがなかったことを総合すると、大阪朝鮮高級学校については、他に本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情がない限り、同条適合性が認められるというべきであり、本件において上記特段の事情があるとは認められないから、大阪朝鮮高級学校は本件規程13条の要件を満たすとして(甲A第160号証80ないし99ページ)、大阪朝鮮学園の請求をいずれも認容した。

3 大阪地裁判決の判断が誤りであること

(1) まず、教育関係法令の下では、学校で行われる教育の内容はもとより、支給法が前提とするような金銭の出納を含めた学校運営全般について、教育基本法の定める教育の理念や基本原則に適合するものであることが求められ、ハ規定における「高等学校の課程に類する課程」についても、単に学校教育法の定める高等学校の学科を授業として教えているなどといった形式的なことを指すだけではなく、当該高等学校の教育内容や運営が教育基本法の理念及び基本原則に沿ったものであることを含意すると解するのが相当である。これを踏まえて、本件規程13条の基準を更に分析すると、教育基本法、学校教育法及び支給法等の定めからは、ハ規定の「高等学校の課程に類する課程」を有するといえるためには、申請者において、少なくとも、①当該学校における教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであること、②支給した就学支援金が授業料以外の用途に流用されるおそれがないこと、③外部団体・機関から不当な人的、物的な支配を受けていないこと、④反社会的な活動

を行う組織と密接に関連していないことについて、主張立証しなければならぬというべきである（後記第2）。

(2) この点、大阪地裁判決は、朝鮮高級学校において、北朝鮮の指導者に敬愛の念を抱き、北朝鮮の国家理念を賛美する教育が行われていることについて朝鮮総聯が関与していると認定しながら、そのような教育は朝鮮学校の教育目的に沿うとしてこれを特段問題視していない。しかしながら、このような大阪地裁判決が前提とする朝鮮総聯の性質、朝鮮総聯と朝鮮学校との関係、各朝鮮学校における教育内容等についての認識ないし評価は、公知の事実や客観的証拠に照らせば、一般社会における健全な常識を大きく逸脱するものというほかなく、誤りであることが明らかであり、このような認識の誤りが、直接的に、本件規程13条適合性が認められるなどとした大阪地裁判決の判断に誤った影響を及ぼした（後記第3）。

(3) その上で、大阪地裁判決が、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とはいえないと判断した事項を含む諸事情を正しく評価すれば、大阪朝鮮高級学校について、本件規程13条に適合すると認めるに至らないとした判断に裁量権の逸脱、濫用はなく、不指定処分は適法である（すなわち、大阪朝鮮学園らにおいて前記①ないし④の立証がされていない）（後記第4の2）。また、裁量権を認めなかったり、事実上立証責任を転換するといった本件規程13条適合性に関する大阪地裁判決のその余の判断もまた、誤りを含むものである（後記第4の3）。

(4) 以上のとおり、大阪朝鮮高級学校について、本件規程13条適合性が認められないことを理由とする不指定処分に裁量権の逸脱、濫用はなく、適法であるから、そもそもハ規定を削除する本件省令改正の適否を検討する必要はないが、なお念のため述べると、法令の委任に基づく省令の改廃の適否は、委任命令が法の委任の趣旨を逸脱するか否かによって決せられるべきであり、これとは無関係である所管大臣の主観的判断を問題にするという大阪地

裁判決の判断枠組みは、本来的に違法性判断の要素とはなり得ない事情に基づくものであるし、法令の委任の趣旨からの逸脱の有無が問題となった従前の最高裁判決の採用する判断枠組みとも全く異なる独自のものであり、明らかに誤っている。しかも、ハ規定削除に至る基本的な事実経過に照らしても、ハ規定の削除は文部科学省内でもかねてからの懸案事項であったから、いずれにせよ下村大臣の外交的、政治的意見によるものでないことは明らかである。したがって、本件省令改正は、委任の趣旨を踏まえてされたものであり、これを逸脱するものではないから、適法である（後記第5）。

以下、詳述する。

第2 本件規程13条適合性のあるべき判断枠組み

1 はじめに

九州朝鮮中高級学校については、本件訴訟において既に繰り返し述べたところであるが、大阪朝鮮高級学校に対する不指定処分についても、大阪朝鮮高級学校が本件規程13条に適合するものと認めるに至らなかったことを主たる理由として行われたものであり、もとより、外交的、政治的理由により行われたものではない。

ここでは、教育基本法を始めとする教育関係法令の規定を概観し、我が国における教育の本質及び理念を明らかにした上、教育基本法及び教育関係法令の規定を踏まえ、本件規程13条の「高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」という要件適合性のあるべき判断枠組みを明らかにする。

2 教育基本法、学校教育法及び支給法の規定

(1) 教育基本法

教育基本法は、その前文において、「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平

和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の本質にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の本質を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。」として、教育基本法の制定趣旨を明らかにする。

その上で、「第1章 教育の目的及び理念」として、1条において、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」として教育の目的を規定し、2条において、「教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」として、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。」

(1号)、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。」(2号)、「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」(3号)、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。」(4号)、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」(5号)を教育の目標として列挙する。

また、「第2章 教育の実施に関する基本」として、義務教育について、「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として

必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」

(5条2項)と規定し、学校教育について、「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」(6条1項)、「前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」(同条2項)と規定する。また、教育の具体的な内容に関するものとして、政治教育については、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」(14条1項)、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」(同条2項)と規定し、宗教教育については、「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。」(15条1項)、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」(同条2項)と規定する。

さらに、「第3章 教育行政」として、16条1項は、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」と規定する。

その上で、「第4章 法令の制定」として、18条において、「この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。」として、教育関係法令が、教育基本法の理念にのっとり制定されなければならないことを規定する。

(2) 学校教育法

教育基本法の関係法令である学校教育法は、学校の範囲（1条）、学校の設置者、国立・公立・私立の別（2条）、学校の設置基準（3条）等を定めるほか、高等学校の目的について、「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。」（50条）と規定した上で、「高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」（51条）として、「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。」（1号）、「社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。」（2号）、「個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。」（3号）を高等学校教育の目標として列挙する。なお、51条1号の定める義務教育として行われる普通教育の成果の前提となる普通教育の目標について、21条は、「義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（括弧内省略）5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」とした上で、「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」（3号）など、教育基本法2条各号が列挙した教育の目標をふえんした内容を列挙して規定する。

また、学校教育法は、1条の定める学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）以外の教育を行う学校として、専修学校（職業若しくは実際生活に必要な能

力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として一定の組織的な教育を行うもの。124条）及び各種学校（学校教育に類する教育を行うもの。134条）を規定する。

(3) 支給法

支給法が教育基本法18条の定める教育関係法令として、教育基本法の理念にのっとり制定されたものであることに疑問の余地はないところ、支給法1条は、同法の目的について、「…高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする」と規定し、同法2条1項は、「この法律において『高等学校等』とは、次に掲げるものをいう。」として、「…各種学校…のうち…高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」（同項5号）と規定する。その上で、同法8条は、「支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。」と規定するほか、同法19条において、「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、文部科学省令で定める」と規定する。

(4) 本件省令

支給法2条1項5号を受けて定められた本件省令は、1条において、支給法の対象となる学校について、次のとおり規定する。

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項第5号に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 専修学校の高等課程
- 二 各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、次に掲げるもの

- イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣が指定したもの
- ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの」

(5) 本件規程

本件規程13条は、次のとおり規定する。

「…指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」

3 上記各法令の規定を踏まえた本件規程13条の解釈

(1) 教育関係法令である支給法の解釈に当たっても、教育基本法を始めとする教育関係法令の理念に沿う必要があること

前記2(1)で述べたとおり、教育基本法は「教育の基本を確立し、その振興を図るため」に制定された法律であり（前文）、教育の理念と基本原則を示したものである。教育基本法に定められた理念等を実現するためには、必要かつ適当な法令が制定される必要がある。かかる教育関係法令は、根本法たる教育基本法が標榜する理念と基本原則に沿うものとして解釈されなければならない。同法18条が「この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。」と規定しているのは、その趣旨をいうものと解される（乙第82号証）。この点、昭和51年最高裁判決も、「教基法（引用者注：教育基本法）は、憲法において教育のあり方の基本を

定めることに代えて、わが国の教育及び教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を宣明することを目的として制定されたものであつて、戦後のわが国の政治、社会、文化の各方面における諸改革中最も重要な問題の一つとされていた教育の根本的改革を目途として制定された諸立法の中で中心的地位を占める法律であり、このことは、同法の前文の文言及び各規定の内容に徴しても、明らかである。それ故、同法における定めは、形式的には通常の法律規定として、これと矛盾する他の法律規定を無効にする効力をもつものではないけれども、一般に教育関係法令の解釈及び運用については、法律自体に別段の規定がない限り、できるだけ教基法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うように考慮が払われなければならないというべきである。」としているところである。

そして、このことは、教育関係法令の下で設置された学校で行われる教育の内容はもとより、支給法が前提とするような金銭の出納を含めた学校運営全般について、教育基本法の定める教育の理念や基本原則に適合するものであることが求められるというべきであつて、教育関係法令についても、そのような理念ないし基本原則に則して解釈されるべきことを意味するものであるといえる。

これをふえんすると、教育基本法は、教育関係法令に基づき設置された学校は「公の性質を有する」（教育基本法6条1項）ものとして、教育基本法及び関係法令の規制に服するものと位置づけ、そこで行われる教育内容について、一定の制約があり得ることを肯定している。例えば、前記2(1)のとおり、教育基本法は、政治教育について、教育関係法令に基づき設置される学校においては、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」（同法14条2項）として、学校教育における政治的中立性を要請している。同様に、宗教教育についても、国及び地方公共団体が設置する学校が、特定の宗教教育等を行うことが論外

であること（同法15条2項）を規定するばかりでなく、教育基本法の理念に基づき設置されるべき学校教育法上の学校（これには、私立学校も含まれる。同法2条参照）で行われる教育においては、「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位」が、教育上尊重されるべきであることを要請している（同法15条1項）。そして、このような規定に反する内容の政治教育ないし宗教教育を行うことは、これが故意であれば、学校閉鎖命令（学校教育法13条1項1号）の対象となり得ることになるし、故意はなくとも、私立学校であれば、法令違反として、措置命令等（私立学校法60条1項）、解散命令（同法62条1項）の対象ともなり得るものである。

また、法律に基づく学校が「公の性質」を有することからくる制約は、政治教育ないし宗教教育に限定されるものではない。前記2(1)で述べたとおり、教育基本法は、前文において日本国憲法の精神にのっとりた教育の基本を確立することについて、また、前文及び1条において、教育の目的として、人格の完成に並んで、「平和で民主的な国家及び社会の形成者」の育成を期すべきことを明記するとともに、教育の目標として、個人の価値の尊重（2条2号）、男女の平等（同条3号）、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと（同条5号）を規定する。これらは、いずれも、民主主義、個人の尊厳、平等原則、国際平和主義といった、日本国憲法の依拠する基本原理を教育の基本理念として位置づけたものにほかならない（国際平和主義に関する「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」は、学校教育法上の義務教育として行われる普通教育の目標としても規定されている。学校教育法21条3号）。

そうである以上、教育基本法及びその関係法令に基づき設置された学校において日本国憲法の基本原理を含む教育基本法の理念ないし基本原則に矛盾・抵触するような教育が行われたり、学校運営が行われることは想定されて

いないというべきであるし、仮にそのようなことが行われている場合には、上記教育基本法14条ないし15条違反の場合と同様に、各種規制の対象となり得ることはあっても、そのような学校に対して教育関係法令に基づき国費が支出されるようなことは許されるべきものではない。

このように、教育関係法令において教育の理念、教育内容、学校運営等について定められた場合、その内容は上記のような趣旨に基づき理解されるべきであるし、教育関係法令の解釈は、このような教育法体系を踏まえて、これと整合するように解釈されるべきである。

- (2) 教育基本法、学校教育法及び支給法等の定めからは、ハ規定の「高等学校の課程に類する課程」を有するといえるためには、申請者において、少なくとも、①当該学校における教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであること、②支給した就学支援金が授業料以外の用途に流用されるおそれがないこと、③外部団体・機関から不当な人的、物的な支配を受けていないこと、④反社会的な活動を行う組織と密接に関連していないことについて、主張立証しなければならないこと

ア 前記(1)で述べたとおり、我が国の教育法体系を前提とすれば、教育関係法令を解釈するに当たっては、教育基本法の理念に沿うものとして解釈する必要があるといえる。言うまでもなく、支給法も教育関係法令であるから、前記2(3)ないし(5)に挙げた支給法並びにその下位規範である本件省令及び本件規程を解釈するに当たっても、教育関係法令の根本法たる性質を有する教育基本法の理念及び基本原則に沿わなければならないことは当然である。

この点、支給法2条1項5号は、前記2(3)のとおり、支給法の対象となる学校について、「…各種学校のうち…高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」と規定し、同(4)のとおり、ハ規定を規定するものであるが、上記のような観点に照らせば、これらの

規定における「高等学校の課程に類する課程」とは、単に学校教育法の定める高等学校の学科を授業として教えているなどといった形式的なことを指すだけではなく、当該高等学校の教育内容や運営が教育基本法の理念及び基本原則に沿ったものであることを含意するものといえる。本件規程13条が、「高等学校の課程に類する課程」を有するか否かを判断するための基準として、「…指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」と規定し、これに該当しない場合には「高等学校の課程に類する課程」の要件を満たさないとするのも、このような理解に基づくものといえる。そして、このような意味での本件規程13条適合性については、ハ規定に基づく指定が授益的処分であることを踏まえても申請者が立証責任を負うことになる。

以上を踏まえて、本件規程13条の基準を更に分析すると、次のように整理することができる。

イ まず、学校教育は、教育の目標が達成されるよう、体系的な教育を組織的に行うものを指すことから（学校教育法6条2項参照）、教育基本法や学校教育法の定める教育の目標を実現するために最も重要な要素は教育内容といえることができる。教育内容が教育基本法や教育関係法令に沿うものでなかったり、偏った政治教育が行われたりするときは、教育基本法の定める教育の目標の達成は到底望めないといえ、このような学校の運営は、およそ教育基本法その他の関係法令に基づく適正なものとはいえないからである。

したがって、本件規程13条所定の「法令に基づく学校の運営を適正に行うもの」といえるためには、まずもって、①教育内容が教育基本法の理念に沿っていること（この理念と相容れない内容の教育が行われていないこと）が必要不可欠である。

ウ また、本件規程13条は、法令に基づく学校の運営を適正に行うことの例示として、「高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当」を挙げる。支給法は、国費の支出を伴う制度であり、教育支援の美名の下に教育基本法を始めとする教育関係法令の趣旨に反してこれが浪費されることは、到底許されるべきものではない。支給法8条も、「支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。」として、いわゆる代理受領制度を導入しているところ、これは、支給した就学支援金が他に流用されることなく個々の生徒の授業料債権に確実に充当されることを期することにその趣旨があり、上記のような理解を前提とするものである。そうである以上、このような弁済に確実に充当されないのであれば、かかる学校運営は、もはや「高等学校の課程に類する課程」を有するものとして、国費を支出するにふさわしいものとはいえないことを意味する。

したがって、本件規程13条により、授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営が適正に行われているというためには、②支給した就学支援金が生徒等の授業料に係る債権に確実に充当され、これが外部機関に流出するおそれがないことが求められる。

エ 次に、前記イ及びウで挙げた当該教育施設の教育内容が教育基本法が標榜する理念に沿わないおそれや、支給した就学支援金が授業料債権に充当されることなく外部に流用されたりするおそれは、外部機関から人的、物的に不当な支配を受けていることにより生じるといえる。その意味では、このような不当な支配を内包する学校運営自体、支給法に基づき国費を支出するにふさわしいものとはいえないといえることができる。

したがって、本件規程13条により、法令に基づく学校の運営が適正に行われているというためには、③外部機関から人的、物的に不当な支配を

受けていないことが必要である（教育基本法16条1項参照）。

オ 以上のほか、そもそも反社会的な活動を行う組織と密接に関連する教育施設は、そのような密接な関係を有するというのみをもって、「平和で民主的な国家及び社会」の形成に資する者を育成するという教育基本法の理念に反することは、多言を要しないというべきである。

したがって、本件規程13条により、法令に基づく学校の運営が適正に行われているというためには、④反社会的な活動を行う組織と密接な関連を有していないことが必要である。

4 小括

前記のとおり、「高等学校の課程に類する課程」を有するか否かを判断するための基準として本件規程があるところ、「…指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」と規定する本件規程13条の要件に適合するというためには、少なくとも、上記①ないし④が認められる必要があると解すべきであり、これらの事実を認めることができなければ、本件規程13条に適合するとはいえず、当該申請は却下されるべきことになる。そして、かかる事実については、申請者においてこれを立証する責任があるというべきである。

なお、大阪地裁判決は、本件規程13条適合性を判断するに当たり、事実上立証責任を転換しているが、本件規程の根拠となる支給法2条1項5号及びこれに基づくハ規定の趣旨からみてこれが誤りであることは、第4の3(3)で述べるとおりである。

第3 客観的証拠から認められる大阪朝鮮高級学校を含む各朝鮮高級学校の置かれた状況（朝鮮総聯の特質、朝鮮総聯と朝鮮学校との関係、各朝鮮高級学校における教育内容等）

1 はじめに

大阪地裁判決は、朝鮮高級学校において、北朝鮮の指導者に敬愛の念を抱き、北朝鮮の国家理念を賛美する教育が行われていることについて朝鮮総聯が関与していると認定しながら、そのような教育は朝鮮学校の教育目的に沿うとしてこれを特段問題視していない。しかしながら、このような大阪地裁判決が前提とする朝鮮総聯の特質、朝鮮総聯と朝鮮学校との関係、各朝鮮学校における教育内容等についての認識ないし評価は、公知の事実や客観的証拠に照らせば、もはや一般社会の常識を逸脱するものというほかなく、誤りであることが明らかである。

そこで、後記第4において詳述する大阪朝鮮高級学校の本件規程13条適合性を検討する前提として、客観的証拠から認められる大阪朝鮮高級学校を含む各朝鮮高級学校の置かれた状況について述べ、大阪地裁判決の認定、評価が誤っていることを明らかにする。

2 朝鮮総聯の特質

(1) 朝鮮総聯は、破壊活動防止法に基づく調査対象団体である（乙第83及び84号証。なお、朝鮮総聯以外に破壊活動防止法に基づく調査対象団体となっているのは、オウム真理教、いわゆる過激派である革共同中核派、革労協解放派等である。乙第85ないし87号証）。また、公安調査庁は、朝鮮総聯の前身組織である在日朝鮮統一民主戦線が、これまでにダイナマイト、火炎びん等を使用して傷害や放火を引き起こすなど暴力主義的破壊活動を行った疑いがあり、北朝鮮とも密接な関係を有していることから、今後の情勢いかんによっては、将来、暴力主義的破壊活動を行うおそれのあることを否定し得ないものとしているところである（乙第83及び84号証）。

(2) 朝鮮総聯は、その綱領等からしても、北朝鮮と極めて密接な関係を有しており、北朝鮮工作員の密出入国や安全保障関連の不正輸出に構成員や関係者が関与し、いわゆる拉致事件についても朝鮮総聯関係者の関与が確認されて

いる。また、ミサイルの研究開発に使用されるおそれのあるジェットミル及び関連機器が平成6年3月に北朝鮮に向けて不正輸出された事件において、朝鮮総聯の傘下団体である在日本朝鮮人科学技術協会が関与していたことが判明しており、警察や公安調査庁においても、公共の安全と秩序を維持するという責務を果たす観点から朝鮮総聯の動向に重大な関心を寄せている（乙第88号証）。

- (3) かかる朝鮮総聯の関係者が我が国において惹起した刑事事件としては、近年に限っても、朝鮮総聯議長の子が外為法違反、関税法違反で有罪判決を受けた事件（乙第89号証の1ないし7号証）、北朝鮮工作員が中小企業向けの公的融資制度を悪用した詐欺により有罪判決を受けた事件（乙第90号証）、朝鮮総聯の元幹部がいわゆる非弁行為を繰り返し、得た収益を朝鮮総聯の組織活動に流用していたとされる弁護士法違反事件が挙げられる（乙第91号証の1ないし4号証）。

このほか、朝鮮大学校に勤務していた朝鮮籍の元教員（同人は平成26年1月、韓国の秩序を乱す目的で北朝鮮工作員と接触したなどとして韓国の国家保安法違反で有罪判決を受けた。）が警視庁公安部から詐欺容疑で捜索を受け、押収されたパソコンから、北朝鮮の工作機関が発信した対韓国工作を指示する内容のメールが発見されるなどとの報道もされているところである（乙第92号証の1ないし4）。

また、元北朝鮮工作員が、韓国において国家保安法違反に問われ死刑判決を受けた事件の裁判においては、同人が昭和50年代に大阪の飲食店従業員であった日本人男性を北朝鮮に拉致した実行犯であり、同人が拉致実行に至るまでの本邦内での活動に朝鮮総聯関係者が関与していることなどが認定されている（乙第93号証の1ないし8）。

- (4) 以上のように、朝鮮総聯については、破壊活動防止法に基づく調査対象団体とされ、暴力主義的破壊活動を行うおそれがあるとして、公安調査庁や警

察庁がその動向に重大な関心を寄せている上、実際、その関係者が朝鮮総聯の活動に関連した刑事事件で有罪判決を受けたり、いわゆる拉致事件の実行犯とされているなどしている団体である。したがって、どれほど控えめに評価しても、朝鮮総聯は、反社会的組織としての側面を有することが強く疑われるのである。

3 朝鮮総聯と朝鮮学校との関係

(1) 人事における関係について

前記2のように反社会的組織としての側面を有することが強く疑われる朝鮮総聯が、朝鮮学校との間で人事面において密接な関係を有していることは、公安調査庁や警察庁幹部による国会答弁で再三にわたり指摘されているところである。

大阪朝鮮学園に関するところを一部例に挙げても、金允善（キム・ユンソン）大阪朝鮮高級学校長は、平成20年6月には朝鮮総聯京都府本部教育部長に、同年12月には京都朝鮮中高級学校長に、平成21年5月には朝鮮総聯の傘下団体である在日本朝鮮人教職員同盟（教職同）の京都府本部委員長に、平成25年11月には教職同大阪府本部委員長にそれぞれ就任している（乙第94号証の1ないし97号証）。

大阪朝鮮高級学校長であった金淳喆氏は、平成22年5月に朝鮮総聯教育局長に就任した（乙第98及び99号証）。なお、朝鮮総聯教育局は、朝鮮学校の指導・支援、教職員の派遣等を行う部署である（乙第100号証）。

夫永旭（プ・ヨンウク）朝鮮総聯大阪府本部委員長は、平成13年10月には東大阪中級学校長、平成18年12月には朝鮮総聯の傘下団体である教育会の大阪府会長に就任し、平成28年5月には、朝鮮総聯大阪府本部委員長の立場で「在日本朝鮮人祝賀団」団長として北朝鮮を訪問し、朝鮮労働党第7回大会で北朝鮮の指導者と握手するなどの待遇を受けた（乙第101号証の1ないし103号証）。

(2) 教育内容に対する影響について

前記2で述べたように、反社会的組織としての側面を有することが強く疑われる朝鮮総聯が、朝鮮学校における教育内容にも強い影響を及ぼしていることについても、国会答弁等で再三にわたり指摘されているところである。

この点、朝鮮学校で使用されている全ての教科書は、「総聯中央常任委員会教科書編纂委員会」で編纂が行われ、朝鮮総聯の事業体である「学友書房」から出版されている（乙第104の1ないし139号証の2）。

公安調査庁「内外情勢の回顧と展望」においては、「朝鮮総聯は、…思想教育を強化するとの方針を改めて打ち出した」（乙第31号証）などと指摘されている上、国会においても、公安調査庁長官が、朝鮮学校における思想教育に関し、「朝鮮人学校におきます教科書を見てみますと、朝鮮総連の傘下事業体であります学友書房が作成した教科書を用いて、北朝鮮の発展ぶりあるいは金正日総書記の実績を称賛する内容が含まれている」と指摘しているところである（乙第34号証）。

また、朝鮮総聯の許宗萬議長が、教育援助費と奨学金への配慮60周年記念在日本朝鮮人中央大会において「偉大な金日成大元帥様と金正日大元帥様、敬愛する元帥様の愛の歴史を永遠に伝え、偉大なる首領様を哀情で戴き貴い伝統と大いなる業績を成し遂げた先代たちの志を継ぎ、民族教育を最後まで守り抜き発展させていく」、「各級学校は、学校内にチュチュエの思想体系と領導体系をますますしっかりと立ち上げ、全教員が偉大な金日成大元帥様と金正日大元帥様の遺訓教示と敬愛する元帥様のお言葉を間違いなく貫徹する」などと述べている（乙第140号証の1及び2）。そのほかにも、同人は、平成28年10月に実施された「在日朝鮮人中等教育実施70周年記念総聯教育活動家大会」において「偉大なキム・ジョンイル將軍様は、総連の民族教育の質的水準を決定的に高めるため、教員の養成や教科書の編集、教材作成に至るまで、あらゆる国家的な措置をお取り下さり」、「総連の各級

学校の教職員は、民族教育を、偉大なキム・イルソン大元帥様とキム・ジョンイル大元帥様がお示しになり、敬愛するキム・ジョンウン元帥様が願われるとおりに繰り広げるとともに、私たちの学校に後世への愛、未来への愛を満ちあふれさせていきます。」などと報告している（乙第141号証の1及び2）ほか、総聯中央委員会第23期第4回会議においても、「朝鮮大学校は、敬愛するキム・ジョンウン元帥様が大学創立60周年に際してお送りくださった祝賀文を徹底して貫き、尊厳高い共和国の海外同胞大学としての権威と名声をとどろかせます。第24回全体大会が開催される2018年においても、朝鮮大学校の入学生数を今学年度水準で保障するために、進学指導事業に総連本部と朝鮮大学校、朝鮮高級学校が一丸となって取り組みます。」旨報告している（乙第142号証の1及び2）。

朝鮮学校で用いられている教科書を見ても、「総連は、初級学校から大学校に至る民族教育体系を立派に整え、学校前教育体系と民族学級、午後夜間学校、土曜児童教室のような準正規教育網も、体系的に整えて来ている」（「社会」中級部3年、乙第41号証）、「在日同胞は、総聯のような偉力ある僑胞組織を結成し、主体性と民族性を堅持しつつ、民族教育をはじめとする権利擁護運動を力強く広げている。」、「民族教育事業の柱は、総連が運営している我々の学校教育である。総聯は幼稚班から、初級、中級、高級、大学に至る120の各級学校を設置し、同胞子女に対する民主主義的民族教育を自主的に実施している。」、「整然とした正規教育体系を作り上げ、新たな世代を民族人材として育てているところは、総聯と我々の同胞社会しかない。」、「世界の教育史にその類例を見出すことのできない民族教育の誇りに満ちた歴史には、教育援助費と奨学金をお送りくださった、敬愛する主席さまと敬愛する將軍さまの熱い愛が宿っている。」などとそれぞれ記載されている（「社会」高級部3年、乙第143号証の1及び2）。

4 各朝鮮高級学校における教育内容

各朝鮮高級学校では、同学年同科目であれば全て同じ教科書が使用されているところ（乙第144号証26ページ）、各朝鮮高級学校で使用されている各科目の教科書には、以下のとおり、過去から現在に至るまでの北朝鮮の指導者を賛美、礼賛し絶対的な価値として崇める記載が多数ある。

(1) 現代朝鮮歴史（高級部1年 乙第145号証の1及び2）

「日本を朝鮮戦争の攻撃基地、補給基地、修理基地として作り替えた。」
「全世界の進歩的人民は、世界史上初めて米帝を倒し祖国解放戦争を勝利に導いた、敬愛する主席を『偉大な軍事戦略家』、『反帝闘争の象徴』として高く褒めたたえ、我々人民を英雄的人民と称賛した。朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議の常任委員会は、祖国解放戦争において優れた軍事知略と指揮で敵にせん滅的打撃を与え、祖国の歴史に不滅の業績を残した敬愛する金日成主席に、1953年2月7日、朝鮮民主主義共和国元帥の称号を、7月28日には朝鮮民主主義人民共和国の英雄の称号を与えた。」

(2) 社会（高級部3年 乙第146号証の1及び2）

「我々の共和国は、主体思想を指導思想としている社会主義国家である。敬愛する金日成主席さまが創始なされた主体思想は、人中心の世界観であり、人民大衆の自主性を実現するための革命思想である。」、「敬愛する金正日將軍様を、国防委員会委員長として高く仰ぎお仕えしていることは、我が祖国と人民の大きな光栄であり幸福である。」、「敬愛する金正日將軍さまを、総書記として高く仰ぐ朝鮮労働党は、今日、共和国の執権党として、主体偉業の教導的力量として社会主義建設と祖国統一のための朝鮮人民の闘争を賢明に導いてきている。」、「我々は、異国の土地に生きていても、いつも朝鮮人という自覚をもち、敬愛する將軍さまを高く奉じ生きていき、民族性を固く守らなければならない。」、「我々は同胞社会と総聯組織を愛し、尊さを認めなければならない。」。

(3) 国語（乙第147号証の1及び2）

ア 第1学年

「敬愛する金日成主席様がお書きになった回顧録「世紀とともに」から」

イ 第2学年

「朝鮮は戦う」、「この国の名もなき英雄たちは祖国の幸福を叫び、〈金日成將軍万歳！〉と叫んで、血を流しながらも息絶えながら最後の弾丸で敵を探した。」、「すべてのことを生命も愛も青春も祖国に捧げ人民は戦う！」

ウ 第3学年

「今日の私たちの時代、この労働党時代は、先行するどの歴史的時期とも本質的に区別される高度に成熟した幸福の時代だ。それは何よりも偉大な首領様が、人民全体が一人ひとり一緒に社会的進歩のための闘争に直接参加し、誰かがすべての幸福を自覚的・意識的に創造してそれを等しく享有（ママ）することができる最も先進的な社会主義制度を私たちにくださったからではないのか。」「私たちは、抗日烈士たちから譲り受けた偉大な首領様に対する無限の忠誠心を、幸福に対する革命的な見解とともに責任をもって後代に譲り渡さなければならない。ここに私たちの時代の責務があり、幸福がある。」

(4) 音楽（乙第148号証の1ないし3）**ア 音楽1**

「將軍様を高く頂き歓呼の聲響かせる 太陽の威厳輝く人民の領導者
万歳万歳金正日將軍」（「金正日將軍の歌」、乙第148号証の2）

「建設の歌勇ましく 首領様を囲んで団結しよう 勝利は我らのもの
真理で団結した力で支えよう祖国のために人民のために支えよう」「抗日
の光輝く伝統 我らは精一杯守る」（「青年行進曲」、乙第148号証の2）

「愛と義理で輝く万寿台 首領様は祝福の手を挙げられている 金正日
將軍様を高らかに戴く心から思う気持ち 高ぶる気持ち 人民はあの方と

心の中の言葉を分かち合う」(「首領様がいらっしゃる万寿台」, 乙第148号証の3)

イ 音楽2

「首領様の愛の中に幸福は花咲き」, 「偉大なる首領様を千万年いだき」
(「私の国」, 乙第148号証の3)

「首領様が 首領様が お金を下さるとは その日まで その日まで
知りませんでした。」, 「ああ ああ 教育援助費 奨学金の たくさん尊
いお金を 海越え遠く 祖国から送ってきました」(「祖国の愛は温かく」,
乙第148号証の2)

「英明でいらっしゃる首領様のお心に従い帰国する喜ばしい道」(「帰
国する喜ばしい道」, 乙第148号証の3)

「我らは首領の歌 誇らしく歌う」「この歌は 敵に死を与え 勝利し
た祖国の地に響き渡る (サビ) ああ いつも親しみやすい我らが首領
金日成元帥」「この歌は敵を踏み潰し この地に社会主義を花咲せる」(「金
日成元帥に捧げる歌」, 乙第148号証の2)

「将軍様の差し伸べられる手を取り 主体強国 羽ばたく」(「強盛復
興アリラン」, 乙第148号証の3)

「首領様に抱かれて育った我らはお気に入り部隊」, 「私たちは青年
総連の新時代 希望にあふれる」(「我らは総連の新世代」, 乙第148号
証の2)

「貴いお金を送ってくださる首領様の(2番: 将軍様の)愛を忘れるな。」
(「忘れるな」, 乙第148号証の3)

(5) 朝鮮地理 (乙第149号証の1及び2)

「社会主義の祖国の人民たちは、敬愛する大元帥様と親愛なる指導者先生
様の領導を高く敬い、大衆的革新運動を広めてゆくことによって、自立的民
族経済建設に期待した成果を成し遂げ、前進し続けている」

(6) 朝鮮文学（乙第150号証の1及び2）

- ア 「『金日成將軍の歌』は、我が人民の偉大なる首領様に謹んで差し上げた頌歌である。歌詞は、日帝をたたきつぶして祖国の光復を成し遂げられ、新しい祖国建設に全体人民を賢明に領導される絶世の愛国者であり、民族の太陽であられる金日成將軍様に対する熱烈な賞賛の感情、將軍様にお仕えする矜持感と忠誠によって、支えお仕えする思想感情を歌っている。」
- イ 「私の祖国」なる歌について「祖国はすなわち父なる首領様の懐であるということが、この詩の種子である。詩は、こうした種子を花咲かせるために、祖国とは何であるかという問を重ねて提示し、誰もが感じ、感覚することができる具体的な対象を列挙して、祖国とはまさに全てのものを抱く懐、偉大なる首領様の懐であると一般化している。」
- ウ 「在日朝鮮人の文学で重要な地位を占めているのは、何よりも敬愛する首領金日成大元帥様の賢明な領導と偉大性を賞賛する作品、首領様が在日朝鮮同胞たちに（お金を）都合してくださる真心のこもった愛と配慮、首領様を高く戴き最後まで従う在日朝鮮同胞たちの忠誠の一心を込めた作品である。」

5 小括

以上のとおり、各朝鮮高級学校は、反社会的組織としての側面を有する疑いが強い朝鮮総聯と極めて密接な関係を有していること、その教育内容も北朝鮮の指導者やその国家体制を唯一絶対の価値として賛美、礼賛するものであることは、以上のような客観的証拠を概観するだけでも明らかというべきである。朝鮮高級学校に関する上記のような客観的状況は、大阪地裁判決の判示における朝鮮高級学校の教育状況や、これに対する朝鮮総聯の関与の状況とは、根本的にその認定評価を異にするものであって、大阪地裁判決が前提とする朝鮮総聯の実態及び朝鮮高級学校の教育に関する認識は明らかに誤りといわざるを得ない。そして、このような認識の誤りが、直接的に、本件規程13条適合性が

認められるなどとした大阪地裁判決の判断に誤った影響を及ぼしたものと解さざるを得ない。以下の第4では、大阪地裁判決が本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とはいえないとした各事情について、大阪地裁判決の評価が明らかに誤りであり、大阪地裁判決の認定判断が誤った事実の基礎の上にあるものであることを述べた上で、不指定処分に裁量権の逸脱、濫用はなく、もとより適法であることを詳述する（前記第2において指摘したハ規定の「高等学校の課程に類する課程」を有するといえるために、申請者において立証しなければならない事項との関係における評価についても、後記第4において詳述する。）。

第4 大阪朝鮮高級学校が本件規程13条に適合すると認めるに至らないとした判断に裁量権の逸脱・濫用はないこと

1 はじめに

大阪地裁判決は、大阪朝鮮高級学校について本件規程13条適合性が認められる旨判断したが、かかる大阪地裁判決の判断には、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情がない限り同条適合性が認められるとして、事実上立証責任を転換していること、本件規程13条適合性判断に当たって文部科学大臣の裁量権が認められないとしたことなど、多くの誤りがある。

もっとも、大阪地裁判決の判断の根本的な誤りは、前記第3において指摘したような、客観的証拠から認められる大阪朝鮮高級学校を含む各朝鮮高級学校の置かれた状況について、明らかに事実を誤認したり、事実の評価を誤り、その結果、本来であれば、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情であることが明白な各種事情について、これとは正反対の評価をし、本件規程13条に適合すると判断しているところにあるといえる。

そこで、以下においては、まず、大阪地裁判決が、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とはいえないと判断した事項を含む諸事情を採り上げ、

これらの事項は、大阪地裁判決のように事実上主張立証責任を転換すると否とにかかわらず、大阪朝鮮高級学校を始めとする各朝鮮高級学校について、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる多くの事情に当たることを明らかにする（後記2）。その上で、本件規程13条適合性判断に当たって文部科学大臣の裁量を認めなかった判断の誤りや、大阪朝鮮高級学校については他に本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情がない限り、同条適合性が認められるとして、本件規程13条適合性判断に係る主張立証責任を事実上転換させたことは、前提とする大阪府の権限や調査についての理解を誤り、授益的処分の要件を定めた同条の解釈を誤るものであることなど、本件規程13条適合性についての大阪地裁判決の判断の誤りについて詳述する（後記3）。

2 大阪朝鮮高級学校について、本件規程13条に適合すると認めるに至らないとした判断に裁量権の逸脱、濫用はなく、不指定処分は適法であること（原告らにおいて前記第2の3(2)の①ないし④の立証がされていないこと）

(1) 大阪朝鮮高級学校を含む各朝鮮中高級学校について、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情（前記第2の3(2)の①ないし④の一つ又は複数を充足しない疑念を生じさせる事実）が多数あったこと

ア 大阪地裁判決は、朝鮮総聯と朝鮮学校との関係について指摘した多数の新聞報道、公安調査庁「内外情勢の回顧と展望」の各記載、公安調査庁長官及び警察庁幹部による国会答弁、朝鮮総聯が朝鮮学校を利用して資金を集めていると疑われる事情を指摘した他事件の判決等の事情について、いずれも、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情とはいえない旨判示した。この点、前記第3の1で述べたように、大阪地裁判決は、朝鮮高級学校において、北朝鮮の指導者に敬愛の念を抱き、北朝鮮の国家理念を賛美する教育が行われていることについて朝鮮総聯が関与していると認定しながら、そのような教育は朝鮮学校の教育目的に沿うとしてこれを特段問題視しておらず、かかる認識が上記認定の前提となっているもの

と考えられる。

イ しかしながら、前記第3の2で述べたとおり、どれほど控えめに評価しても、朝鮮総聯が反社会的組織としての側面を有することが強く疑われることは明らかである。

また、このような朝鮮総聯と朝鮮学校とが極めて密接な関係を有していることは、前記第3の3で述べたところに照らして明らかである。

すなわち、前記第3の3(1)で述べたとおり、大阪朝鮮学園で要職を務めた者が、朝鮮総聯そのものや朝鮮総聯の傘下団体の要職に就任し、その後再び朝鮮学校の要職に就くなどしており、このような人事面のみを見ても、朝鮮総聯と朝鮮学校が極めて密接な関係を有していることは疑いが無い。また、同(2)で述べたとおり、朝鮮学校で使用されている教科書は、全て朝鮮総聯の傘下団体、事業体により編纂、出版されている上、その教科書自体に、朝鮮総聯と朝鮮学校が密接な関係を有していることがはっきりと記載されている。各朝鮮学校に通う生徒らは、これら教科書を用いて教育を受けているのである。そして、朝鮮学校において、北朝鮮の歴代指導者を賛美し、その遺訓に従った教育を徹底することについては、朝鮮総聯の議長自身が事あるごとに謳っているところである。

したがって、これらの事実のみで、少なくとも朝鮮総聯が、朝鮮学校の人事及び教育内容に深く関与していることが明らかであるから、大阪朝鮮高級学校を含む各朝鮮高級学校が反社会的活動を行う団体と密接な関係を有していないことについて、強い疑いが生じているといわなければならない、前記第2の3(2)の④を充足しない。

ウ しかも、前記第3の4で述べたところに照らせば、教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであることについて、明らかに疑われる事実も認められる(前記第2の3(2)①)。

すなわち、上記各教科書の記載からも明らかなように、朝鮮学校では、

過去から現在に至るまでの北朝鮮の指導者を「偉大なる」、「敬愛する」などの枕詞を用いて絶対視し、同指導者を唯一絶対の価値とする教育が行われている。上記の教育内容は、個人を尊重し、民主的で文化的な国家及び社会の形成を期す教育基本法の理念とは全く相容れないものである上、教育基本法14条2項が禁止する政治教育そのものであることも明らかといわなければならない。この点について、大阪地裁判決は、支援室が実地調査として授業視察をした際に特に懸念する様子は見当たらず、大阪府による教育活動の活動ワーキングによる調査でも、授業等において一定の理論や観念を生徒に教え込むことを指摘する記載はないなどとしている（甲A第160号証97及び98ページ）。しかしながら、支援室による実地調査や大阪府によるワーキング活動は、朝鮮学校における教育内容が、北朝鮮の指導者を賛美礼賛するなど偏ったものとなっているか否かも含めて調査することを目的としていることは朝鮮学校側にも明らかなのであるから、就学支援金支給や補助金交付を望む朝鮮学校側が、これら調査の際に北朝鮮の国家体制賛美や指導者礼賛を露骨に行わないことはむしろ当然であって、それをもって教育内容に問題がないなどということはできない。上記のような各記載のある教科書を堂々と授業で用いて教育を行っていることが問題なのである。

エ このように、前記第3において述べた客観的証拠から認められる大阪朝鮮高級学校を含む各朝鮮高級学校の置かれた状況のみをもってしても、前記第2の3(2)の①ないし④の一つ又は複数を充足することについて強い疑念を生じさせる事実があったというほかに、大阪朝鮮高級学校について、本件規程13条に適合すると認めることができないことは明らかである。

オ この点、大阪地裁判決は、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情は認められないなどとして、同条適合性が認められるとしたもの

であるが、後記(2)以下において詳述するとおり、被告の主張を排斥し、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情に当たるとは認められないとした大阪地裁判決の判断は、上記のような誤った評価に基づくものであり、明らかに誤りである。

そうすると、以上のような事実のみをもってしても、本件において、各朝鮮高級学校について、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情が多数存在するから、大阪地裁判決の判断が誤りであることは明らかである。

(2) 国内外の各新聞報道は、大阪朝鮮高級学校を含む各朝鮮高級学校について、本件規程13条適合性を疑わせる事情であること

ア 平成22年2月から平成24年10月にかけて、産経新聞等が、朝鮮学校の不適切な財政運営、北朝鮮や朝鮮総聯との適正さを欠いた結びつき、さらに、文部科学省の視察の際に普通の授業が組織的に改ざんされたといった本件規程13条適合性や調査の実効性に疑いを生じさせる事実を繰り返し報道したところ（乙第24号証の1ないし6、乙第33号証の1及び2）、大阪地裁判決は、これら報道について、報道内容が合理的根拠に基づくものであるとの主張立証がないなどとして、いずれも本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とはいえない旨判示した。

この点、被告としても、産経新聞等が報道している各事実について、報道があったことのみをもって、その報道内容が直ちに真実であるとまで主張しているわけではない（各報道内容が直ちに真実であるといえるなら、本件規程13条に「適合するものと認めるに至らない」ではなく、「適合しないと認める」ことができることになる。）。

しかしながら、産経新聞は、販売部数約160万部の日刊の全国紙であり（乙第151号証）、かかる新聞が、朝鮮総聯と朝鮮学校の不適切な関係について、何らの根拠もないまま虚偽の記事を掲載して報道し続けると考えること自体不合理であり、少なくとも、これらの報道によって、朝鮮

総聯と朝鮮学校との間に不適切な関係があることの疑念が生じることは明らかである。

イ また、北朝鮮報道機関「労働新聞」や在日本朝鮮人総聯合会中央常任委員会発行「朝鮮総聯」、朝鮮総聯の機関誌である「朝鮮新報」は、北朝鮮及び朝鮮総聯側からの対外的発信であるから、これらに記載された朝鮮総聯と朝鮮学校との関係等にかかる事実は、本件規程13条適合性審査との関係でいえば、不利益な事実を自ら認めるものといわなければならない。したがって、少なくとも、「労働新聞」や「朝鮮総聯」、「朝鮮新報」に記載された事実があるとの疑念が生じることは明らかである。

(3) 公安調査庁及び警察庁の見解は、本件規程13条の適合性を疑わせる事情であること

公安調査庁は、法務省設置法26条及び29条並びに公安調査庁設置法に基づいて設置された破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求等を行い、もって公共の安全の確保を図ることを任務とする行政機関である（公安調査庁設置法3条）。公安調査庁は上記任務の遂行として朝鮮総聯等に対する調査を行い、かかる調査に基づいて公安調査庁長官が国会答弁を行い、国内外の諸情勢を「内外情勢の回顧と展望」（乙第28ないし32号証、同103号証）に取りまとめて公表しているのである。破壊活動防止法に基づく調査を行って公共の安全を確保することを任務とする国家機関が収集した情報に基づいて行われた国会答弁又は発表された内容を軽視することができないことは当然であり、むしろかかる機関の情報は高度の信頼性を有するというべきである。また、警察庁幹部による国会答弁も、公共の安全と秩序を維持するために警察機関が朝鮮総聯と朝鮮学校との関係について収集した情報に基づいて、公の国家機関としてその実態を述べたものであり、公安調査庁の情報と同様、高度の信用性を有するというべきであって、これを軽視することができないことはいうまでもない。

したがって、控えめに評価しても、少なくとも上記「内外情勢の回顧と展望」、公安調査庁長官、警察庁幹部による国会答弁により、大阪朝鮮高級学校を始めとする各朝鮮高級学校について、本件規程13条適合性に疑念が生じていることは明らかである。

(4) 本件規程13条適合性に疑念を生じさせる各事情についての大阪地裁判決の判断がいずれも誤っていること

ア 北朝鮮が昭和30年代前半からほぼ毎年のべ150回以上にわたり朝鮮学校に合計約460億円の資金提供をし、平成21年には約2億円の資金提供をした旨の報道（乙第24号証の1）について、大阪地裁判決は、①合理的な根拠に基づく報道であるとの主張立証はないこと、かえって、②支援室が過去5年間の収支を確認したところ、朝鮮総聯及び教育会からの寄付は年100万円程度で収入に占める割合はわずかであることが判明したこと、③在日朝鮮人の民族教育を行う朝鮮学校に朝鮮総聯が一定の援助をすることは不自然ではなく、上記程度の寄付を受けていることをもって朝鮮学校と朝鮮総聯等との関係が適正を欠くとはいえないこと、④支援室の調査でも朝鮮学校が朝鮮総聯に寄付等を行っていた事実は確認されなかったことからすれば、上記の資金提供の報道や寄付をもって、特段の事情があるとはいえないとした（甲A第160号証88ページ）。

しかしながら、①前記(2)で述べたとおり、産経新聞の報道について、合理的な根拠に基づくとの主張立証がないなどとして、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情にすらならないとすることは誤りである。この点をおくとしても、上記報道に関しては、朝鮮総聯の機関誌である朝鮮新報が、「金日成主席と金正日将軍、金正恩元帥が在日同胞子弟のために送った教育援助費と奨学金は、これまでで全163回にわたり、日本円で総額480億599万390円に達する。」と報じているところであり、上記産経新聞の記事の内容を朝鮮総聯自身が追認している（乙第152号

証の1及び2)。また、②支援室は、朝鮮総聯及び教育会から寄付を受けている場合もその金額が年100万円程度であることを調査の結果確認できたわけではない。支援室が、朝鮮高級学校側に朝鮮総聯及び教育会からの寄付について照会したところ、朝鮮高級学校側から上記の回答があったというだけであり、その真偽は依然として不明のままであったのである(乙第153号証6の(2)・4ページ)。さらに、③朝鮮総聯は、前記第3で述べたように、破壊活動防止法に基づく調査対象団体であるなど、反社会的組織としての側面を有することが強く疑われる団体であって、このような組織から資金援助を受けていること自体、前記第2の3(2)の④に該当し、そのみで本件規程13条適合性が認められないというべきである。

したがって、上記産経新聞の報道について、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とはいえないとした大阪地裁判決の評価が誤っていることは明らかである。

イ 朝鮮学校が学費納入時に朝鮮総聯傘下団体の活動費を同時に徴収し、また、朝鮮総聯が学校行事で寄付名目で朝鮮学校の保護者らから資金を集めていた旨の報道(乙第33号証の2)について、大阪地裁判決は、①支援室の調査確認により、朝鮮高級学校のうち一部の学校では、在日本朝鮮青年同盟(以下「朝青」という。)の活動費(月数百円)を授業料と共に徴収していることが確認されているが、②朝青は、生徒会と同様の活動を行う組織と認められ、活動費を授業料と共に徴収することは徴収等の便宜を考慮した合理的な措置であるなどとした(甲A第160号証89ページ)。

しかしながら、①支援室は、その調査の結果、朝青の活動費が月数百円であることを確認できたわけではない。支援室が朝鮮高級学校に対し、朝青の活動費について照会したところ、朝鮮高級学校側から、数百円を徴収しているとの回答があったというだけであり、その真偽は依然として不明のままであった(乙第153号証6の(3)・5ページ)。また、②朝青は、

朝鮮総聯のホームページにおいても朝鮮総聯の傘下団体と位置づけられ（乙第154号証）、公安調査庁「内外情勢の回顧と展望」では、大衆運動を実施する傘下団体と位置づけられており（乙第29号証13ページ、乙第30号証13ページ）、生徒会と同様の活動を行う組織ではない。朝青には、20歳代後半から30歳代の者も多数その構成員として所属している上（乙第155号証）、朝青の組織の活動として北朝鮮を訪問して指導者を礼賛するなどしており、その機関誌においても、北朝鮮の指導者の偉大さを喧伝するなどし、「朝青大阪朝鮮高級学校委員会第59回大会」の報告として「今回の大会は、朝青員が先輩の伝統を余すところなく引き継ぎ、大阪朝高の新たな姿、新たな気質を創造していく決意を一致させた意義深い場になりました。」などと記載しているところである（乙第156号証の1及び2）。二十歳代後半や三十歳代の者が所属する生徒会などあり得ないことはいうまでもない。それどころか、朝青は、大阪朝鮮高級学校で大会と称する会合を実施するなどしており、こうした一連の事実は、朝鮮総聯の傘下団体と大阪朝鮮高級学校の結びつきの強さを示すものといえる。大阪地裁判決の判断は、朝鮮高級学校側の回答については、その信用性を慎重に検討することもなく、「生徒会」などという明らかに事実と反する評価をそのまま前提にしており、これが誤りであることが明らかである。

したがって、上記報道内容について、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情といえないとした大阪地裁判決の判断は誤りである。

ウ 朝鮮学校で使用されている教科書には故金正日の決裁が必要である旨報道されたこと（乙第24号証の2）、また、朝鮮総聯関係者の話として、朝鮮総聯が朝鮮高級学校等の教室や職員室に掲げる金日成主席及び金正日総書記の肖像画を新しい肖像画「太陽像」に交換するように指示した旨の報道（乙第24号証の6）について、大阪地裁判決は、①大阪朝鮮高級学

校を含む朝鮮高級学校全校が否定していることなどや、②報道内容が合理的な根拠に基づくものとの主張立証がないことから、これをもって特段の事情があるとはいえないとした（甲A第160号証89ページ）。

しかしながら、①上記報道内容について、大阪朝鮮高級学校を含む朝鮮高級学校全校が否定したからといって、何故に上記報道が本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情にすらならないのか、大阪地裁判決の判断は理解に苦しむといわざるを得ない。また、②産経新聞による報道について、合理的根拠に基づく報道であるとの主張立証がないなどとして、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情にすらならないとすることが誤りであることは、前記(2)で述べたとおりである。

したがって、乙第24号証の2及び6に係る報道について、本件規程13条適合性を疑わせる事情とはいえないとした大阪地裁判決の判断は誤りであることが明らかである。

エ 朝鮮高級学校に対する支給法適用を検討するために平成22年7月上旬に実施された文部科学省の視察に合わせて、朝鮮総聯が、朝鮮学校に対し、金日成及び金正日を礼賛する「現代朝鮮歴史」などの歴史授業を視察当日のカリキュラムから外すことや、金日成及び金正日の肖像画を職員室及び校長室から撤去すること、金日成の業績を称える図書資料が収められている資料室を施錠することを指示した旨の報道（乙第52号証）について、大阪地裁判決は、①平成23年11月の支援室の現地調査では現代朝鮮歴史の授業が視察されていることと整合しないこと、②同報道が合理的な根拠に基づくものであるとの主張立証がないことから、これをもって特段の事情があるとはいえないとした（甲A第160号証89及び90ページ）。

しかしながら、①支援室による現代朝鮮歴史の授業視察は、上記報道がなされた後に実施されたものであるから、朝鮮学校としては上記報道を意識した対応をとることが当然に予想される上、支援室から大阪朝鮮高級学

校に対し、現代朝鮮歴史の授業を視察させるよう事前に指導があったのであるから（乙第153号証6(5)・5ページ）、就学支援金の支給対象校として指定されることを望む朝鮮高級学校側としては、この指導に応じざるを得ず、これを行ったとも評価し得るものであって、実際に現代朝鮮歴史の授業の視察が行われたという事実は、事前に視察当日のカリキュラムから同授業を外す旨の指示がされたという事実と何ら矛盾するものではなく、前者の事実があるからといって、後者の事実が否定されるわけではない。また、②産経新聞による報道について、合理的な根拠に基づくとの主張立証がないとして本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情にすらならないとするのが誤りであることは再三指摘しているとおりである。取り分け、上記報道は、朝鮮総聯関係者の話のほか、同新聞が入手したとされる「朝鮮学校への役員向けに出された内部文書」に基づくとされており、その報道内容が相当詳細かつ具体的なものであることからしても、むしろ信用性は十分に認められるというべきである。

したがって、上記報道について、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とはいえないとした大阪地裁判決の判断は誤りであることが明らかである。

オ 朝鮮学校の生徒のうち朝鮮総聯の幹部等の子女については、朝鮮総聯が学費と同程度の額を教育手当として拠出し学校側が会計上で学費と相殺する形で処理することにより、実質的に学費を免除しており、朝鮮高級学校が支給法の対象となった場合には、免除分も就学支援金が支給され、実質的に朝鮮総聯側の利益になる可能性がある旨の報道（乙第24号証の3）について、大阪地裁判決は、①報道されている会計処理が大阪朝鮮高級学校において行われていると認めるに足る証拠はないこと、②朝鮮総聯が幹部や職員の子の学費を拠出していることから当該子女には授業料を請求しないというにすぎず、当該会計処理自体不当なものとはいえないし、就

学支援金制度は授業料の負担者に利益を与えるものであるから、朝鮮総聯が学費を負担している場合に朝鮮総聯が利益を受けることになっても不当な利益を得るものではないことから、これをもって特段の事情があるとはいえないとした（甲A第160号証90ページ）。

しかしながら、①各朝鮮学校を朝鮮総聯が運営、実施していることは朝鮮総聯自身が声高に標榜しているのであるから、朝鮮総聯がある朝鮮学校において行っている措置は、別の朝鮮学校においても行われていると考えるのが自然かつ合理的であり、支援室の調査によって一部の朝鮮初中高級学校において、朝鮮総聯専従者の子女の学費免除が確認されたのであれば、むしろ、朝鮮総聯が他の朝鮮学校に通う幹部等の子女についても同様にそのような教育手当を支給しているか、そうでなくてもその疑いが濃厚であると解すべきである。また、②支給法は、私立高等学校等に在学する生徒等に就学支援金を支給することで当該生徒等の家計の経済的負担を軽減することを目的とするものであって（1条，4条）、実際に授業料を負担している者が誰であるかにかかわらずその負担を軽減するというものではない。大阪地裁判決が、「就学支援金支給制度は、就学支援金の限度で授業料の負担者に利益を与えるものであるから、朝鮮総聯が幹部又は職員の子女の学費を負担している場合において当該子女に就学支援金が支給されることにより朝鮮総聯が利益を受けることになっても不当な利益を得ることになるものではない」などとしているのは、就学支援金制度の趣旨、目的の理解を完全に誤っていることを端的に示すものである。大阪地裁判決によれば、仮に、朝鮮総聯が各朝鮮高級学校に通う全生徒の授業料を負担していた場合、それら生徒等は各朝鮮学校で教育を受けることについて何ら経済的負担がないにもかかわらず、朝鮮総聯の経済的負担を軽減するために就学支援金を支給すべきこととなる。このような大阪地裁判決の理解が根本的に誤りであることはあえて指摘するまでもない。

したがって、上記報道内容は、朝鮮学校において朝鮮総聯幹部が特別な扱いをされており、朝鮮高級学校と朝鮮総聯の極めて密接な関係を示すものとして、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情であるといえるのであり、大阪地裁判決の判断が誤っていることは明らかである。

カ 東京都から理事会議事録の提出を求められた際、朝鮮総聯が朝鮮学校を運営する学校法人の理事会の議事録を偽造して提出した旨の報道（乙第24号証の5）について、大阪地裁判決は、①支援室の調査によっても朝鮮学校について理事会が開催されていなかったこと及び議事録が偽造されていたことは確認されなかったこと、②当該報道が合理的な根拠に基づくものとの主張立証がないことから、上記報道の存在をもって特段の事情があるとはいえないとした（甲A第160号証90及び91ページ）。

しかしながら、①支援室は、その調査によって、朝鮮学校について理事会が開催されていたことや議事録が偽造されていなかったことを確認したわけではない。支援室から各朝鮮高級学校について理事会開催の有無や議事録偽造の有無を照会し、朝鮮高級学校側からこれを否定する回答があったというだけであり、その真偽は依然として不明のままであったのである（乙第153号証6(7)・6ページ）。また、②産経新聞の報道について、合理的根拠に基づくものとの主張立証がないとして本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とすらいえないとすることが誤りであることは再三指摘しているとおりである。かえって、朝鮮学校が当事者となっている過去の訴訟では、朝鮮総聯関係の金融機関である朝銀信用組合が学校法人福岡朝鮮学園の理事会議事録を偽造した事実や、学校法人広島朝鮮学園の理事会が開催されていなかったにもかかわらず議事録が作成されていた事実が認定されている上（乙第40号証）、支援室の調査によって、東京朝鮮中高級学校を含む複数の朝鮮学校で学校法人の理事会・評議員会議事録が適切に作成されていなかった事実が確認されているのである（乙第15

7及び158号証)。

したがって、上記報道は十分信用し得るものであり、上記報道について、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とすらいえないとした大阪地裁判決の判断は明らかに誤りである。

キ 朝鮮学校への補助金を朝鮮総聯直轄組織である教育会が管理し朝鮮総聯に流用されている旨の報道(乙第33号証の1)について、大阪地裁判決は、①支援室の調査によっても補助金の流用及び財務諸表の虚偽記載は確認されず、②上記報道が合理的根拠に基づくものであるとの主張立証がないことからすれば、そのような事実があったとは認められず、特段の事情があるとはいえないとした(甲A第160号証91ページ)。

しかしながら、①支援室は、その調査の結果、補助金の流用がなかったことや財務諸表の虚偽記載がなかったことを確認したわけではない。支援室が行った調査によっても、そのような事実があったのかなかったのかの確認ができず、真偽は依然として不明のままであったのである(乙第153号証6(8)・7ページ)。また、②産経新聞の報道について、合理的な根拠に基づく報道であるとの主張立証がされていないとして本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とすらいえないとするのが誤りであることは再三指摘しているとおりである。かえって、後記シのとおり、神奈川県が同県内の朝鮮学校に通う児童・生徒に対して直接支給している学費補助金について、朝鮮学校が、同生徒や保護者に対し、当該補助金を、朝鮮総聯の管理の下、朝鮮学校の管理運営に責任を持つとされる「教育会」へ納付するよう求めた旨の報道(乙第57号証)もあり、乙第33号証の1の報道は、より具体性を伴って裏付けられているというべきである。

したがって、上記報道について、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とはいえないとした大阪地裁判決の判断は、誤りであることが明らかである。

ク 朝鮮労働党機関誌である「労働新聞」において、朝鮮総聯は北朝鮮の堂々たる海外同胞組織であり、在日朝鮮学校は朝鮮総聯の組織が運営する合法的な民族教育機関であると掲載されていること（乙第25号証の3）、朝鮮総聯中央常任委員会発行の書籍に「朝鮮学校の管理運営は、朝鮮総聯の指導のもとに、教育会が責任をもって進めている。」と記載されていること（乙第25号証の4）、平成24年3月1日時点の朝鮮総聯のホームページに「朝鮮学校の管理運営は、朝鮮総聯の協力のもとに、教育会が責任をもって進めている。」と記載されていること（乙第159号証）について、大阪地裁判決は、①支援室の調査により、朝鮮総聯の直轄組織である教育会による朝鮮学校の運営の事実は確認されず、教育会は保護者・卒業生等で構成される組織であり学校への寄付金等の募集等の支援を行うものと明らかになったこと、②現在では原告らの申入れにより朝鮮総聯のホームページからは上記記載が削除されていることからすれば、上記報道等に沿う事実があるとは認められず、特段の事情があるとはいえないとした（甲A第160号証91及び92ページ）。

しかしながら、①支援室は、その調査によって、朝鮮総聯の直轄組織である教育会が朝鮮学校を運営していないことや、教育会が保護者、卒業生等で構成される組織で学校への寄付金等の募集等の支援を行う組織であることを確認したわけではない。朝鮮高級学校側に対して教育会についての照会をした結果、朝鮮高級学校側からそのような回答があったというだけであって、その真偽は依然として不明のままであったのである。また、②前記(2)で述べたとおり、「労働新聞」は朝鮮労働党の機関誌であり、それに掲載された朝鮮総聯と朝鮮学校との関係については、本件規程13条適合性との関係では、不利益な事実を自ら承認するものであるといえ、信用性が高いことは明らかである。さらに、朝鮮総聯ホームページにおける上記記載は、平成28年10月14日までに削除されているところ、これ

は、朝鮮高級学校の本件規程13条適合性との関係で不利益となる記載を意図的に削除したと評価するのがむしろ自然である。現に、ホームページ上から上記記載が削除された時点においてもなお、朝鮮総聯が在日同胞と共に朝鮮学校を日本各地に設立し、民族教育を実施している旨が記載されている上（乙第160号証）、不指定処分の直後である平成25年5月2日時点の朝鮮総聯ホームページにも、「朝鮮総聯と在日同胞は、幼稚園から初級学校、中級学校、高級学校、大学校にいたる120余校の各級学校を日本各地に設立して、在日同胞子女に民主主義的民族教育を実施している。」、「朝鮮総聯は、日本の都道府県ごとに47の地方本部をおいている。」、「地方本部は、中央本部の決定と方針にしたがって管轄地域の諸般の活動を企画、組織、推進し、管下の階層別団体、事業体、学校を指導する。」（乙第23号証2及び3枚目。傍点は引用者。）などとして、朝鮮総聯が朝鮮高級学校を始めとする各朝鮮学校を「管下」として、その運営等を行っている旨が記載されていた。

以上のほか、前記第3の3で述べたところからすれば、朝鮮総聯が朝鮮学校を実質的に支配していたことは明らかである。大阪地裁判決が、労働新聞や朝鮮総聯中央常任委員会発行の書籍の記載、朝鮮総聯のホームページの記載をもってしてもなお、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とはいえないとしているのは、朝鮮高級学校側の回答については何ら信用性を検討することもなく、ただ漫然と真実とみなして判断の基礎としていることの顕れであり、このような大阪地裁判決の事実認定、証拠評価が誤りであることは明らかである。

ケ 九州朝鮮中高級学校及び愛知朝鮮中高級学校の校舍及び敷地が、朝鮮総聯に関連する金融機関の破綻を原因として整理回収機構による仮差押えを受けている旨の報道（乙第24号証の4）について、大阪地裁判決は、報道に係る事実は認められるとしながら、①九州朝鮮中高級学校については

仮差押えの被保全債権を争って一番では勝訴しており、また、②愛知朝鮮中高級学校については、借入れは学校施設の建設費用や学校運営費のためのものと回答しており、上記仮差押えの事実をもって直ちに、朝鮮学校の運営及び朝鮮総連との関係が適正を欠くものであるとは認められず、③全国の朝鮮学校は、異なる学校法人に運営されており、運営も個別に行われていると推認され、報道に係る事実をもって、特段の事情があるとはいえないとした（甲A第160号証92ページ）。

しかしながら、①学校法人名義の契約書等を偽造したとされているのは朝鮮総連関係の金融機関であり、要するに、朝鮮総連関連の金融機関は契約書の名義を偽造するなどの犯罪行為ともいえる行為にも手を染めていたことが認定されているのであり、各朝鮮学校はそのような組織と密接な関係を有するということであるから、かかる事実は、本件規程13条適合性により疑念を生じさせるというべきである。また、②愛知朝鮮中高級学校が上記朝鮮総連関連の金融機関からの借入れについて、学校の施設建設費用や学校の運営費等のためのものであると回答したからといって、その回答が真実であるか否かは不明であり、大阪地裁判決は、ここでも朝鮮学校側からの回答については何ら信用性を検討しないまま、漫然とこれを前提とした認定を行っており、かかる事実認定はやはり誤りというほかない。さらに、③大阪地裁判決は、「朝鮮高級学校の運営は、学校法人ごとに個別に行われている」などとして、他の学校に生じた事情について大阪朝鮮高級学校にも当てはまる事情として考慮していない。しかしながら、朝鮮高級学校を始めとする各朝鮮学校を設立し、教育を実施しているのは朝鮮総連であることは、朝鮮総連自身が「朝鮮総連は、日本の都道府県ごとに47の地方本部をおいている。」「地方本部は、中央本部の決定と方針にしたがって管轄地域の諸般の活動を企画、組織、推進し、管下の階層別団体、事業体、学校を指導する」（乙第23号証3枚目。傍点は引用者）と

述べてこれを自認しているのである。そうすると、ある朝鮮学校において朝鮮総連との不適切かつ極めて密接な関連が明らかになった場合、当該事実は、単にその一の学校のみでなく、朝鮮総連と全朝鮮学校についてそのような疑念が生じていると評価すべきであり、朝鮮学校であるのに、学校法人が別だから当てはまらないなどとするのがむしろ合理性に欠ける推認といわざるを得ない。

したがって、上記報道について、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とはいえないとした大阪地裁判決の判断が誤りであることは明らかである。

- コ 朝銀広島信用組合の学校法人広島朝鮮学園等に対する各貸付けに係る貸金債権を譲り受けた整理回収機構が、その返済を求めた広島地裁判決で、同学園が朝鮮総連広島県本部の強力な指導の下にある傘下組織のようになっていたなどの事実が認定されていること（乙第40号証）について、大阪地裁判決は、①同事実は平成10年以前のものであって、支援室の調査によっても現在そのような状況にあるとは確認されなかったこと、②全国の朝鮮高級学校の運営は、学校法人ごとに個別に行われていると推認され、他の学校の運営状況をもって直ちに大阪朝鮮高級学校の運営状況を推認することはできないことから、特段の事情があるとはいえないとした（甲A第160号証92及び93ページ）。

しかしながら、①支援室は、その調査によって、現在においては、平成10年当時のように、広島朝鮮学園が、朝鮮総連広島県本部の強力な指導の下にある傘下組織のようになっていないことを積極的に確認したわけではない。飽くまで、支援室がなし得る調査の範囲では、平成10年当時と同様に朝鮮総連広島県本部の強力な指導の下にあるのか、当時と異なるのか判断できなかったにすぎない（乙第153号証6(9)・7ページ）。むしろ、広島地裁判決については、同判決で認定された「広島朝鮮学園が、朝

鮮総聯広島県本部の強力な指導の下にある傘下組織のようになっていた」との事実が、不指定処分当時においては継続していないとの立証が申請者である朝鮮高級学校側からされていないのであるから、当該事実を依然として否定することはできないのであって、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情があると捉えるべきである。また、各朝鮮高級学校の運営が学校法人ごとに個別に行われているなどといえないことは、前記ケで述べたとおりである。

したがって、広島地裁判決について、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とはいえないとした大阪地裁判決の判断は誤りであることが明らかである。

サ 東京都が朝鮮学校の学校運営全般について調査した結果をとりまとめた報告書では、学校法人東京朝鮮学園が設置する朝鮮学校において不適切な財産管理が見られたなどとされ、具体的な事例として、①朝鮮総聯支部等の事務所が入居する建物が東京朝鮮第6幼稚学校の数地内に存在しているという事例、②朝鮮大学のグラウンドが朝鮮総聯事業体企業の朝銀信用組合に対する負債のため担保提供され、学校法人東京朝鮮学園が上記企業の債務の一部を弁済したという事例などが指摘されたこと（乙第41号証）について、大阪地裁判決は、いずれも相当以前に行われたものでその経緯等も必ずしも明らかではなく、上記報告書の指摘する事実をもって直ちに現在の朝鮮学校の運営や朝鮮総聯との関係が適正を欠くものと推認することはできないこと、全国の朝鮮学校は学校法人ごとに個別に運営されていると推認されることから、報告書で指摘された事実をもって、特段の事情があるとはいえないとした（甲A第160号証93及び94ページ）。

しかしながら、①東京朝鮮中高級学校を設置、運営する学校法人東京朝鮮学園が、その所有する施設財産を不適正に朝鮮総聯に対して供与し、また、同学園が所有する土地が朝鮮総聯関連事業体企業の負債のために担保

提供され、かつ、同学園が資金を支出して朝鮮総聯の負債を弁済していることは、同学園と朝鮮総聯の間で不当ないし不適切な資金提供が行われていると端的に見て取れる事情であって、本件規程13条適合性を判断するに当たって、「その経緯等は必ずしも明らかでない」などとして考慮の対象から除外するすることのできる事情では断じてあり得ない。上記報告書の内容からは、朝鮮総聯から同学園に不当ないし不適切な資金提供が行われていることが十分にうかがわれるにもかかわらず、何故に「相当以前に行われたものでその経緯等は必ずしも明らかでない」などとして、本件規程13条適合性に疑念すら生じないことになるのか理解に苦しむと言わざるを得ない。そして、②朝鮮高級学校の運営は、学校法人ごとに個別に行われているなどといえないことは、前記ケで述べたとおりである。

したがって、東京朝鮮学園が設置する東京都内の朝鮮学校において不適切な財産管理が見られた事情を、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とはいえないとした大阪地裁判決の判断は誤りであることが明らかである。

シ 神奈川県が朝鮮学校に通う生徒等に直接支給している学費補助金につき、朝鮮総聯と関係が深いとされる教育会が保護者に対して学費補助金を教育会に納付するよう求めて納付させるケースがあった旨の報道（乙第57号証）について、大阪地裁判決は、神奈川県朝鮮中高級学校が、保護者に対し学費補助金の寄付を求め、この寄付金の受入れが教育会によりされた事実（乙第59号証）は認めつつ、①神奈川県の調査によれば、学費補助金は生徒の授業料負担軽減に使用されたと確認されていること（乙第58号証）、②学校法人神奈川朝鮮学園の教育会は、施設の管理及び修理、教材及び教具の購入等の学校事務を担当しているにすぎないこと（乙第59号証）、③私立学校では財政的事情から保護者に寄付を募ることは通常行われるものであることからすれば、神奈川朝鮮中高級学校の報道に係る

事実をもって、同校の学校運営や朝鮮総聯との関係が適正を欠くと推認することはできず、また、④全国の朝鮮学校は、各地の学校法人により個別に運営されていると推認されることから、上記事実をもって特段の事情があるとはいえないとした（甲A第160号証94ページ）。

しかしながら、①神奈川県調査に際し、朝鮮学校側が生徒の授業料負担軽減に使用したと回答しているにすぎず、その回答内容の真偽については、県民企業常任委員会の自民党委員からも再三疑念を指摘されているところであり（乙第58号証）、神奈川県調査によって学費補助金が生徒の授業料負担軽減に使用されたとの事実が確認されたなどとはいえない。また、②神奈川朝鮮学園は、支援室の調査に対しては、上記の神奈川県に対する回答（乙第59号証8及び9ページ）とは異なり、「教育会は意思決定機関ではないので、予算、決算、教育内容の決定に関与できない。学校事務全般、経理補佐業務、寄付金の収集業務等は行っていない。」などと回答しており（乙第157号証資料9・1枚目）、神奈川県への回答と齟齬しており、これは、神奈川朝鮮学園の回答のうち、神奈川県に対するものと、支援室に対するもののどちらかが虚偽であることを意味する。かかる事情があるにもかかわらず、大阪地裁判決が、これといった理由も示すことなく「神奈川朝鮮学園の教育会は、施設の管理及び修理、教材及び教具の購入等の学校事務を担当しているにすぎない」などと判断し得たのか甚だ理解に苦しむところである。むしろ、③支援室に対する回答と神奈川県に対する回答とで、それぞれ異なる内容の回答をするような朝鮮学校について、回答の信用性の担保がないことは明らかであるにもかかわらず、そのことを無視ないし看過して「私立学校では財政的事情から保護者に寄付を募ることは通常行われる」などとし、他の一般的な私立学校と同列に扱う評価をするのは明らかに不合理である上、このような評価は、交付した補助金が寄付金名目で朝鮮学校側に吸い上げられていることについて問

題視している被告の主張を完全に見誤るものである。そして、④朝鮮高級学校は、学校法人ごとに個別に運営されているなどとはいえないことは、再三指摘しているとおりでである。

したがって、神奈川朝鮮学園に関する上記報道について、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とはいえないとした大阪地裁判決の判断は誤りであることが明らかである。

ス 「北朝鮮による拉致被害者家族会連絡会」及び「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」が提出した書面（乙第26号証）や在日本大韓民国民団中央本部が提出した書面（乙第27号証の1及び2）について、大阪地裁判決は、朝鮮学校に対する支給法適用を反対する立場から記載されたもので、その信用性については慎重に検討すべきものであるところ、具体的事実や客観的な裏付けを伴わず、これらの書面の存在をもって特段の事情があるとはいえないとした（甲A第160号証94及び95ページ）。

確かに、上記各書面の内容について、その信用性を慎重に検討すべきことは事実認定の基本であり、当然のことである。しかしながら、上記各書面のうち、少なくとも「朝鮮学校の学校運営及び教育は朝鮮総聯の指導を通じて北朝鮮政府の完全なコントロール下にある」旨の記載については、公安調査庁「内外情勢の回顧と展望」で同様の趣旨が再三指摘されている上、朝鮮総聯自身はそのホームページ上で標榜しているのであり、その内容に信用性があることは明らかである。

大阪地裁判決は、上記各書面については、「拉致問題等を理由に朝鮮学校に対する支給法適用を反対する立場から記載されたものであることからすればその記載内容の精度や信用性は慎重に判断すべき」としながら、同様にその精度や信用性を慎重に検討すべき、支給法の適用を申請している当事者自身である朝鮮学校側の回答内容については、記載内容の精度や信

用性を何ら検討することなく、盲目的に真実であるものとして扱っている
のであり、このような大阪地裁判決の事実認定の姿勢は偏頗というほかに
なく、その判断は誤りである。

したがって、上記各書面が、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる
事情とはいえないとする大阪地裁判決の判断は、誤りであることが明らか
である。

セ 大阪朝鮮高級学校、東大阪朝鮮中級学校等の生徒の保護者に対して実施
したアンケートにおいて、大阪朝鮮高級学校と北朝鮮及び朝鮮総聯が一体
であるなどと記載された回答があること（乙第55及び56号証）につい
て、大阪地裁判決は、当該アンケートの質問は、本件規程13条の要件該
当性等という観点から行われたものではなく、その回答も、朝鮮学校が北
朝鮮や朝鮮総聯の援助を受けて維持発展したという歴史的経緯や、在日朝
鮮人の民族教育を行う学校である等の趣旨にすぎないと解する余地が十分
にあり、当該アンケートの結果をもって特段の事情があるとはいえないと
した（甲A第160号証98ページ）。

しかしながら、このアンケートは、不指定処分後に実施されたもので
ある上、質問に対して自由記述が可能な間には、『高校無償化』制度か
ら除外された事について「1) あなたはどのように感じますか?」、「朝
鮮学校に対する大阪府・大阪市の補助金が不支給となった事について
1) あなたはどのように感じますか?」などの問と並んで、「無償化除外
や補助金不支給の理由として『北朝鮮』、『朝鮮総聯』とのつながりが取
りざたされている事についてどのように思われますか?」との質問が設け
られているのであって、このようなアンケートの経緯や質問項目からする
と、「北朝鮮、総聯とのつながり」についての回答は、朝鮮学校が朝鮮総
聯と密接な関係にあることなどから不指定処分をされたことと関連してさ
れたものと捉えるのが自然かつ合理的である。そして、そのアンケートに

において、被告第6準備書面第2の2(3)エ(17ないし21ページ)で指摘した各回答がなされ、その中には、「朝鮮学校と北朝鮮、朝鮮総聯は明らかにつながっているため学校を別で捉えるのは無理があると考えます」

(No.18)、「実際につながりがあるのだから、それを認める。認めさせるということが大事だと思う。ただ、今この時代に朝鮮総聯と学校がつながりすぎている部分もあると思う。その結果が今の結果だと思う。」(No.20)、「朝鮮学園イコール朝鮮総聯であり…」(No.81)、『『北朝鮮』＝『朝鮮総聯』すなわち『ウリハッキョ』(引用者注：朝鮮学校)＝『北朝鮮』は動かざる事実であり、学校と組織の関連は無いとの主張は矛盾している。」(No.107)、「朝鮮総聯の強い影響力は排除してもらいたいです。」

(No.128)、「先生の給料が出ていない事に冠して(ママ)本部の施設に多額の出資をするのはどうかと思います。」(No.291)、「朝鮮学校は独立すべき。総聯が人事権を持つ事がおかしい。」(No.392)などとの回答があるのである。朝鮮学校に子女を通わせている保護者からこのような声が多数上がっていることは、朝鮮総聯と朝鮮学校の不適切かつ極めて密接なつながりを示す事実であることは明らかである。大阪地裁判決が、かかるアンケート結果について「朝鮮学校が北朝鮮や朝鮮総聯の援助を受けて維持発展してきたという歴史的経緯や朝鮮学校が在日朝鮮人の民族教育を行う学校であることから朝鮮学校と北朝鮮及び朝鮮総聯とが一体性を有するという趣旨にすぎないと解する余地が十分にある。」などとするのは、上記アンケートの評価を明らかに誤っている。

したがって、上記アンケートについて、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とはいえないとする大阪地裁判決の判断は誤りであることが明らかである。

(5) 小括

大阪朝鮮高級学校を含む各朝鮮高級学校について、本件規程13条適合性

に疑念を生じさせる事情として指摘した上記各事情は、前記第2の3(2)の①ないし④の一つ又は複数を否定する事情であり、それぞれ単独でも本件規程13条適合性に疑念を生じさせることは明らかである。また、これらの事情は、結局、朝鮮学校と朝鮮総聯の不適切かつ極めて密接な関係を指摘する内容の報道が複数回にわたってされたり、朝鮮総聯のホームページ、機関誌、朝鮮労働党の機関誌によっても標榜されたり、あるいは同様の内容が公安調査庁等によっても度々指摘されていることを意味するから、これら事情を総合的に考慮すれば、大阪朝鮮高級学校を始めとする各朝鮮高級学校については、本件規程13条適合性に疑念が生じていたことが優に認められるといわなければならない。

そうであるにもかかわらず、大阪地裁判決が、上記各事情について本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とすらいえないとしたのは、朝鮮総聯の特質や朝鮮総聯との関係等、朝鮮高級学校の置かれた状況についての理解を根本から誤り、偏頗な予断に基づいて証拠評価を行ったことによるものであって、到底是認できるものではない。

以上の次第であるから、大阪地裁判決が、上記各事情について、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情とはいえないとした判断は誤りであることが明らかである。

3 本件規程13条適合性についての大阪地裁判決の判断が誤りであること

(1) はじめに

大阪地裁判決は、大阪朝鮮高級学校が、教育基本法、学校教育法等の法令に違反することを理由とする行政処分を所轄庁である大阪府知事から受けていないことなどを根拠に、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情がない限り同条適合性が認められるとして、事実上立証責任を転換し、その上で、本件規程13条適合性判断における文部科学大臣の裁量を否定し、結論として、大阪朝鮮高級学校の本件規程13条適合性を肯定した。

この点、本件の事実関係を前提にすれば、事実上立証責任が転換されると否とにかかわらず、そもそも本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情が多数認められることは、前記2で述べたとおりである。

そして、この点の誤りをおくとしても、大阪地裁判決には、本件規程13条適合性を判断するに当たり、事実上立証責任を転換した点や、文部科学大臣の裁量を否定したことそれ自体においても、明らかな誤りがあるというべきである。

以下では、本件規程13条適合性判断において文部科学大臣に裁量権が認められることについて、まず、裁量権の内容及び性質について改めて述べた上で（後記(2)ア）、本件規程13条適合性判断は、就学支援金が生徒等の授業料に係る債権の弁済に確実に充当されないとの疑念や、各朝鮮学校が朝鮮総聯から教育基本法16条1項の「不当な支配」を受けているとの疑念を生じさせる特段の事情の有無のみを判断するなどといった大阪地裁判決の判断が誤りであることその他の裁量権に係る判断の誤りについて述べ（後記(2)イ、ウ）、さらに、大阪朝鮮高級学校について本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情がない限り同条適合性が認められるとして、事実上立証責任を転換した大阪地裁判決の判断が誤りであることについて述べる（後記(3)）。

(2) 本件規程13条適合性判断について、文部科学大臣の裁量が認められていること

ア 本件規程13条適合性判断に当たり文部科学大臣に認められる裁量権の内容及び性質

(ア) 本件規程13条は、「…法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」と規定しているところ、前記第2の3(2)で述べたとおり、「法令に基づく学校の運営が適正に行」われている、すなわち、本件規程13条適合性が認められるというためには、教育内容が教育基本法の

理念に沿っていることや、外部の反社会的組織と密接な関係を有していないことなどが必要とされるのであって、かかる事実の有無及び当該事実が前記第2の3(2)で述べた①ないし④に該当するか否かの評価には、教育的観点からの一定の専門的、技術的判断を要するものである。

したがって、大阪地裁判決が、本件規程13条の「法令に基づく学校の運営が適正に行」われているか否かに全く注意を払わず、「授業料に係る債権への確実な弁済」のみを問題にして、その文言が概括的抽象的ではないとか、当該各種学校の財務状態、財産管理状況等から客観的に判断し得るなどと判示して裁量を否定したのは、同条の規定の趣旨自体を誤って理解しているものであり、到底是認することができない（この点は、後記イにおいて再論する。）。

(イ) もっとも、ここでいう文部科学大臣の裁量権は、飽くまで本件規程13条適合性判断に当たってのものであって、本件規程13条の要件を離れて、文部科学大臣の主観が問題となり得る性質のものでないことについては、注意する必要がある。

すなわち、大阪地裁判決の原告は、下村大臣が行った不指定処分が違法であるとして、不指定処分の取消し及び指定の義務付けを求めているところ、その請求の当否は、不指定処分が違法であるか否かの問題にある。そして、不指定処分は、大阪朝鮮高級学校が本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないことを理由にされたものであるから、不指定処分が違法であるか否かは、本件規程13条の定める処分要件の適合性の有無の問題に帰着する（なお、本件訴訟の原告らは、国賠法に基づく損害賠償請求を求めるものであるが、不指定処分の違法を理由とするものである点で、同列に論じることができる。）。

この点、本件規程13条は、「…指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権への確実な弁済など法令に基づく学校の運営を

適正に行わなければならない。」と規定しているところ、当該要件における「就学支援金の授業料に係る債権への確実な弁済」や「法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」との事情は、その文言に照らしても、当該要件に該当する客観的事実の有無に基づき認定されるべき事柄であって、外交的、政治的理由などといった判断権者の内心ないし主観を考慮しなければその適合性を判断することができないというような筋合いのものではない。これらの要件充足性は、本件申請に当たって各朝鮮高級学校から提出された資料、支援室からの照会に対する各朝鮮高級学校からの回答のほか、種々の資料から処分当時に認められた客観的事実関係によって事後的かつ客観的に判断されるべきものであり、その際、処分の適否が、判断過程における事情や、判断権者である文部科学大臣の内心に係る主観的事実により左右されるものでないことは明らかである。

イ 本件規程13条適合性判断は、就学支援金が生徒等の授業料に係る債権の弁済に確実に充当されないとの疑念や、各朝鮮学校が朝鮮総聯から教育基本法16条1項の「不当な支配」を受けているとの疑念を生じさせる特段の事情の有無のみを判断するものではないこと

(7) 大阪地裁判決は、本件規程13条適合性判断に当たり、主張立証責任を事実上転換した上、「本件においては、大阪朝鮮高級学校につき①就学支援金を生徒等の授業料に係る債権の弁済に確実に充当されないとの疑念や、②朝鮮総聯から同法(引用者注:教育基本法)16条1項の「不当な支配」を受けているとの疑念を生じさせる特段の事情の存否について判断すべきこととなる。」などとしている(甲A第160号証84ページ)。

しかしながら、本件規程13条適合性判断に当たって、就学支援金を生徒等の授業料に係る債権の弁済に確実に充当されないとの疑念や、朝

鮮総聯から教育基本法16条1項の「不当な支配」を受けているとの疑念を生じさせる事情の存否についてのみ判断すれば足りるとすることは誤りである。

- (イ) 本件規程13条は「…指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済の確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」と規定しているところ、前記第2などで繰り返し述べたとおり、同条の「法令」に、教育関係法令の基本法たる教育基本法が含まれることは当然であることから、本件規程13条の「法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」との要件充足性を判断するための一要素として、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無が問題となるのである。被告は、本件規程13条の要件を離れて「不当な支配」の有無のみを問題にしているのではないし、本件規程13条の「法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」との要件充足性が、「不当な支配」の有無の判断のみに尽きるとしているのでもない。

このことは、教育基本法、学校教育法、支給法、本件省令及び本件規程の各規定ぶりからも当然であり、前記第2の3で述べたとおり、本件規程13条適合性判断に当たっては、「不当な支配」の有無のみではなく、我が国の教育法体系を前提に、申請者において、少なくとも前記第2の3(2)の①ないし④に該当する事実を立証しなければならないのである。

- (ウ) したがって、大阪地裁判決が、「大阪朝鮮高級学校につき①就学支援金を生徒等の授業料に係る債権の弁済に確実に充当されないとの疑念や、②朝鮮総聯から同法16条1項の『不当な支配』を受けているとの疑念を生じさせる特段の事情の存否について判断すべきこととなる。」とし(甲A第160号証84ページ)、あたかも本件規程13条適合性

判断が、上記①及び②の有無に尽きるかのようになっている点は、まずもって誤りであるといわなければならない。

ウ 裁量権に関する大阪地裁判決のその余の判断の誤り

(7) 以上のほか、大阪地裁判決は、就学支援金の支給を私立学校等の生徒等の受給権として規定しており、司法的救済の要請は高いなどとして、本件規程13条適合性判断に当たっての文部科学大臣の裁量権を否定している。

しかしながら、生徒等が就学支援金の支給を受けるには、その在学する高等学校等の設置者を通じて、当該私立高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない（支給法5条）、かかる認定を受ける以前に受給権があると解することはできない。

したがって、大阪地裁判決の上記判断は、そもそも前提を誤っている。

(イ) また、大阪地裁判決は、「『不当な支配』の判断が文部科学大臣の裁量に委ねられるべきものとする」ことは、上記の裁量判断を通じて教育に対する行政権力による過度の介入を容認することになりかねず、同項（引用者注：教育基本法16条1項）の趣旨に反する」とする（甲A第160号証86ページ）。

しかしながら、旧教育基本法10条1項（現教育基本法16条1項）が、教育に対する権力的介入、特に行政権力による介入を警戒し、これに対して抑制的態度を表明したものとして最高裁昭和51年判決を引用することは誤りではないとしても、本件で問題となっているのは、行政権力による教育への介入ではなく、朝鮮総連との密接な関係や、朝鮮総連による「不当な支配」の有無であるから、最高裁昭和51年判決の趣旨は、行政権力による「不当な支配」がそもそも問題となっていない本件には妥当しない。

したがって、大阪地裁判決の前記判示についても、本件に妥当しない行政権力による「不当な支配」を前提としている点で誤りである。

(ウ) 以上のとおり、大阪地裁判決が、本件規程13条適合性判断に当たって、文部科学大臣に裁量権が認められないとした判断は誤りである。

(3) 大阪朝鮮高級学校については他に本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情がない限り、同条適合性が認められるとして、本件規程13条適合性判断について事実上主張立証責任を転換した大阪地裁判決の判断が誤りであること

ア 本件規程13条は、教育内容が教育基本法を始めとする教育法の理念に沿っていることを前提としており、形式的に財務関係書類の作成や理事会等の開催があるという事実のみで要件該当性が認められるものではないこと

大阪地裁判決は、事実上の立証責任を転換する前提として、大阪朝鮮学園について私立学校法に基づく財務関係書類が作成されるとともに理事会等も開催されていたこと、大阪府知事の調査の結果法令違反を理由とする行政処分等が行われなかったことを掲げる（甲A第160号証83ページ）。

しかし、前記第2の3(2)で述べたとおり、支給法は、教育基本法を始めとする教育法の理念を踏まえて解釈されるべきであって、本件規程13条所定の「法令に基づく学校の運営を適正に行」うとは、教育内容が教育基本法の理念に沿っていることが必要不可欠の前提であることからすると、単に私立学校法に基づく財務関係書類が整えられていたり、理事会等の開催がされているといった形式的な事実があれば、要件該当性を満たすと解することはできない。

イ 所轄庁である大阪府知事の検査は、私立学校振興助成法に基づくものであり、教育基本法、学校教育法等の法令違反の有無の検査を目的としてい

ないこと

- (7) 支給対象外国人学校の指定処分は、支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号ハの規定を受けた本件規程の要件を全て充足していると認められて初めてされるものである。そして、「高等学校の課程に類する課程」を有するか否かの基準である本件規程のうち、13条は「…指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」と規定している。

この点、支給法も教育関係法令であることは疑いない以上、その解釈は、教育基本法を始めとする教育関係法令が標榜する我が国の教育の理念、本質に沿うものか否かという観点からされるべきであり、本件規程13条に適合するといえるためには、少なくとも前記第2の3(2)①ないし④に該当する事実を申請者において立証しなければならないことは、既に述べたとおりである。

- (イ) そもそも所轄庁である大阪府知事による調査は、私立学校振興助成法12条1号を根拠とする調査であり、交付した補助金の執行状況について書面上確認するものにすぎず、もとより本件規程13条適合性を判断するために行われるものではない。

すなわち、私立学校振興助成法12条は、「所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。」と規定し、同条1号は「助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること」と規定しているところ、同条同号の規定から明らかなように、同条同号による検査は、主に当該学校法人の会計に関するものを対象としており、教育基本法を始めとする教

育関係法令全般への適合性の有無を検査するものではない。

(ウ) したがって、このような私立学校振興助成法の検査によって教育基本法、学校教育法等の法令の違反を発見し得、かかる調査によって教育基本法、学校教育法等の法令違反による行政処分等がなかったことをもって、教育基本法、学校教育法等の法令違反がなかったと考えること自体、所轄庁による検査に対する誤解に基づくものであるといわざるを得ない。

ウ 所轄庁である大阪府知事の検査では、大阪朝鮮高級学校について、教育基本法、学校教育法等の法令違反の有無を判断することはできないこと(乙第161号証)

(ア) 前記イで述べたとおり、所轄庁である大阪府知事による検査は、私立学校振興助成法12条1号に基づくものである。

同条同号に基づく大阪府知事の調査は、3年間に1回行われることを基本とし、大阪府の担当職員において、大阪朝鮮高級学校側と検査日時を事前に調整した上、担当職員において同校を訪問して行っていた。

検査においては、大阪朝鮮高級学校側が、会計状況を記録した財務関係の書類をあらかじめ準備し、2名ないし3名の大阪府担当職員が、約2時間ないし3時間程度で、必要書類が揃っているか否か、各書類に必要事項が記載されているか否か、各書類間の記載に整合性があるか否か等を確認するものであった。前記イで述べたとおり、この検査は私立学校振興助成法に基づく検査であるから、上記財務関係書類以外の調査を行う権限はなく、もとよりそのような検査は行われなかった。

(イ) 所轄庁である大阪府知事による検査は、前記(ア)で述べたとおりであり、検査日時について大阪朝鮮高級学校側と事前調整の上、検査対象である財務関係書類を事前に準備させ、これら書類の記載内容等について、会計分野の有資格者ではない一般職員2名ないし3名が、わずかな時間

で確認するにすぎないものである。

したがって、かかる検査により教育基本法、学校教育法等の法令違反を理由とする行政処分等が行われなかったからといって、教育基本法、学校教育法等の法令違反がないことを意味するものではない。ましてや、かかる検査で、本件規程13条の要件である「法令に基づく学校の運営が適正」に行われているか否かを判断し得ないことはいうまでもない。

エ 小括

以上のとおりであるから、大阪地裁判決が、所轄庁である大阪府知事による検査によって教育基本法、学校教育法等の法令に違反することを理由とする行政処分等が行われなかったなどとして、「他に本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情がない限り、同条適合性が認められる」とし（甲A第160号証83ページ）、本件規程13条適合性判断の主張立証責任を事実上転換する枠組みを採用したことは、本件規程13条の趣旨や所轄庁による検査についての理解を誤り、授益的処分の要件の立証責任に関する本件規程13条の解釈を誤った違法があることが明らかである。

4 まとめ

以上のとおり、大阪朝鮮高級学校については、法令に基づく適正な学校運営が行われておらず本件規程13条適合性を疑わせる事情が数多く認められたのであるから、不指定処分に裁量権の逸脱、濫用はなく、不指定処分が適法であって、大阪地裁判決が誤りであることは明らかである。

第5 ハ規定の削除は、支給法の委任の趣旨を逸脱しておらず、適法であること

1 はじめに

大阪地裁判決は、ハ規定の削除について、「下村文科大臣は、後期中等教育段階の教育の機会均等の確保とは無関係な外交的、政治的判断に基づいて本件

省令を制定して本件規定（引用者注：ハ規定）を削除したものというべきであるから、下村文科大臣が本件省令を制定して本件規定を削除したことは同号による委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効と解すべきである」（甲A第160号証76ないし80ページ）とした。

この点、前記第2ないし第4で述べたとおり、大阪朝鮮高級学校について、本件規程13条適合性が認められないことを理由とする不指定処分に裁量権の逸脱、濫用はなく、適法であるから、そもそもハ規定を削除する本件省令改正の適否を検討する必要がない。

しかしながら、大阪地裁判決は、上記のように、本件省令改正について、下村大臣が外交的、政治的判断に基づいて行ったものであり違法、無効とする誤った判断をしているから、この点についても一応検討し、大阪地裁判決の判断が明らかに誤っていることを指摘する。

大阪地裁判決は、下村大臣の主観的事情を殊更採り上げ、主としてこれに依拠して支給法の委任の趣旨から逸脱していると判示する。かかる大阪地裁判決の判断は、下村大臣に外交的、政治的意図があったという事実誤認を前提とする点で、そもそも誤りというべきであるが、法令の委任に基づく省令の改廃の適否は、委任命令が法の委任の趣旨を逸脱するか否かによって決せられるべきであり、これとは無関係である所管大臣の主観を問題にするという判断枠組み自体、本来的に違法性判断の要素とはなり得ない事情に基づくものであるし、法令の委任の趣旨からの逸脱の有無が問題となった従前の最高裁判決の採用する判断枠組みとも全く異なる独自のものであり、明らかに誤っている。

以下では、委任命令が法の委任の趣旨を逸脱するか否かについてのあるべき判断手法について述べ、大阪地裁判決が誤りであることを明らかにした上（後記2）、ハ規定を削除する本件省令改正は委任の趣旨を踏まえてされたものであって、支給法の委任の趣旨を逸脱しないことについて述べる（後記3）。

2 委任命令が法の委任の趣旨を逸脱するか否かの判断枠組みにおいて、所管大

臣の主観は無関係であり、これを殊更に採り上げる大阪地裁判決の判断手法は誤りであること

(1) 委任の範囲に係る判断枠組みについて

一般に、専門技術的事項は必ずしも国会の審議になじまず、また、状況の変化に対応した柔軟性を確保する必要がある事項は法律で詳細に定めることが適当ではないため、こうした事項については法律の委任に基づいて行政機関が規定を定めること（委任命令）が認められている。委任命令によって国民の権利義務の内容を定めることも許容されるが、当該委任命令が委任をした法律（授権法）に抵触していれば違法であり、委任に際して行政機関に裁量が認められている場合でも当該裁量の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合には違法となる。そして、法律による委任の具体的内容については、授権規定の文言のみならず、関係諸規定や授権法全体の解釈によって判断されるとするのが一般である。委任命令が授権規定の委任の範囲内といえるか否かについての考慮要素は、①授権規定の文理、②授権規定が下位法令に委任した趣旨、③授権法の趣旨、目的及び仕組みとの整合性、④委任命令によって制限される権利ないし利益の性質等が挙げられるとされている（岡田幸人・最高裁判所判例解説民事篇平成25年度19及び20ページ）。

このように、委任命令が法の委任の趣旨を逸脱するか否かの判断枠組みにおいて、所管大臣の主観的判断を殊更に採り上げることは、考慮要素として通常想定されていないといえる。

(2) 委任命令が法の委任の範囲を逸脱するか否かに関する主要な最高裁判決

そこで、次に、委任命令が授権規定の委任の範囲内といえるか否かが問題とされ、それが否定された主要な最高裁判決を概観し、委任命令が授権法の委任の範囲内か否かについて、所管大臣の主観的判断の位置づけについて検討する。

ア 最高裁平成25年1月11日第二小法廷判決・民集67巻1号1ページ

本事案は、店舗販売業者が店舗以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与（以下「郵便等販売」という。）を行う場合には一定の医薬品の販売又は授与を行うことができない旨及び上記一定の医薬品の販売若しくは授与又は情報提供はいずれも有資格者との対面により行わなければならない旨を定めた薬事法施行規則が、授權法である薬事法の委任の範囲外の規制を定めるものであり違法であるなどとして争われた事案である。

本判決は、授權法である薬事法は、文理上は郵便等販売の規制並びに店舗における販売、授与及び情報提供を対面で行うことを義務付けていないことはもとより、その必要性についても明示的に触れているわけでもなく、医薬品に係る販売又は授与の方法等の制限について定める規定も、郵便等販売が違法とされていなかった旧法当時から実質的に改正されていないこと、授權法である薬事法の他の規定中にも、店舗販売業者による一般用医薬品の販売又は授与やその際の情報提供の方法を原則として店舗における対面によるものに限るべきであるとか、郵便等販売を規制すべきであるとの趣旨を明確に示すものは存在しないことなどを指摘し、上記各規定は授權法の趣旨に適合するものではなく、委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効である旨判示した。

イ 最高裁平成21年11月18日大法廷判決・民集63巻9号2033ページ

本事案は、地方自治法施行令が、自治体の議員の解職請求制度において、公職選挙法の規定を準用することにより、公務員が議員の解職請求代表者となることができないとしていることが、自治体の議員の解職投票手続に公職選挙法の規定を準用する地方自治法85条1項の委任の範囲を逸脱するなどとして争われた事案である。

本判決は、「地方自治法は、議員の解職請求について、解職の請求と解

職の投票という二つの段階に区分して規定しているところ、同法85条1項は、公選法中の普通地方公共団体の選挙に関する規定を地方自治法80条3項による解職の投票に準用する旨定めているのであるから、その準用がされるのも、請求手続とは区分された投票手続についてであると解される。このことは、その文理からのみでなく、①解職の投票手続が、選挙人による公の投票手続であるという点において選挙手続と同質性を有しており、公選法中の選挙関係規定を準用するのにふさわしい実質を備えていること、②他方、請求手続は、選挙権を有する者の側から当該投票手続を開始させる手続であって、これに相当する制度は公選法中には存在せず、その選挙関係規定を準用するだけの手続的な類似性ないし同質性があるとはいえないこと、③それゆえ、地方自治法80条1項及び4項は、請求手続について、公選法中の選挙関係規定を準用することによってではなく、地方自治法において独自の定めを置き又は地方自治法施行令の定めを委任することによってその具体的内容を定めていることから、うかがわれるところである。したがって、地方自治法85条1項は、専ら解職の投票に関する規定であり、これに基づき政令で定めることができるのもその範囲に限られるものであって、解職の請求についてまで政令で規定することを許容するものということとはできない」とし、公務員が議員の解職請求代表者となることができないとする地方自治法施行令は「地方自治法85条1項に基づく政令の定めとして許される範囲を超えたものであって、その資格制限が請求手続にまで及ぼされる限りで無効と解するのが相当」と判示した。

ウ 最高裁平成14年1月31日第一小法廷判決・民集56巻1号246ページ

本事案は、児童扶養手当法施行令が、児童扶養手当の対象となる児童の一類型として、「母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と

同様の事情にある場合を含む。)によらないで懐胎した児童(父から認知された児童を除く。)」と規定していたことについて、父から認知された児童を除くとする括弧書部分が違憲、違法であるなどとして争われた事案である。

本判決は、児童扶養手当法4条1項各号による支給対象児童は、世帯の生計維持者としての父による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童(母と婚姻関係にあるような父が存在しない状態又は児童の扶養の観点からこれと同視することができる状態にある児童)を類型化しているものと解され、法律上の父の存否のみによって類型化する趣旨でないことは明らかであるところ、認知は、それによって世帯の生計維持者としての父が存在する状態になるわけでも通常父による現実の扶養を期待することができるともいえないから、婚姻外懐胎児童を支給対象児童としている委任命令(児童扶養手当法施行令1条の2第3号)のうち父から認知された児童を除外する部分(同号括弧書)はその限りで無効である旨判示した。

エ 最高裁平成3年7月9日第三小法廷判決・民集45巻6号1049ページ

本事案は、未決勾留により拘禁された者と14歳未満の者との接見を許さないとしていた監獄法施行規則に基づき、当時10歳の義理の姪との接見を不許可とされた未決拘禁者が、国賠法に基づき慰謝料を請求するなどした事案である。

本判決は、監獄法45条(在監者ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス)は、一般市民としての自由が保障される被勾留者と外部の者との接見を原則として許した上で、逃亡又は罪証隠滅のおそれが生ずる場合等に必要な限度で合理的な制限を加え得るとしているにすぎず、同法50条に基づく委任命令(監獄法施行規則)によって面会の態様のみならず許可

基準自体を変更することは許されないとし、未決勾留により拘禁された者と14歳未満の者との接見を許さないとする限度において、同法50条の委任の範囲を超え、無効である旨判示した。

オ 小括

上記各最高裁判決を始め、同様の点が問題となった事案における他の判決をみても、委任命令が授権法の委任の趣旨を逸脱するか否かの判断は、授権規定の文理、授権規定が下位法令に委任した趣旨、授権法の趣旨、目的及び仕組みとの整合性等によってされており、かかる判断に当たって、所管大臣の主観的判断を問題にしたものは皆無である。

(3) 委任命令が法の委任の趣旨を逸脱するか否かの判断に当たり、所管大臣の主観的判断は無関係であること

ア 以上を踏まえて、委任の範囲に係る判断枠組みにおける所管大臣の主観的判断の位置づけについてふえんして述べると、授権規定の文理、委任の趣旨、授権法の趣旨、目的等に照らして、委任命令が授権法の委任の趣旨を逸脱しないと判断される場合には、所管大臣の主観いかににかかわらず、当該委任命令は授権法の委任の趣旨を逸脱しないものとして適法、有効であるし、授権規定の文理、委任の趣旨、授権法の趣旨、目的等に照らして、委任命令が授権法の委任の趣旨を逸脱していると判断される場合には、所管大臣の主観いかにを問題とするまでもなく、当該委任命令は授権法の委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効となるのである。

この点、大阪地裁判決の判断のように、所管大臣の主観的事情を殊更採り上げて委任命令の適法性が左右されるなら、委任命令が、所管大臣の掲げる政策や政治的理念に合致していると違法となり、所管大臣が掲げる政策や政治的意図に反していると適法となるという、明らかに常識に外れた結論とならざるを得ない。このことから、殊更に所管大臣の主観的事情を委任命令の適法性判断における考慮要素に位置づけることが誤りである

ことは明らかである。

イ これに対し、大阪地裁判決は、「下村文科大臣は、朝鮮学校に支給法を適用することは北朝鮮との間の拉致問題の解決の妨げになり、国民の理解が得られないという外交的、政治的意見に基づき、朝鮮高級学校を支給法の適用対象から除外するため、…本件規定（引用者注：ハ規定）を削除したものであると認められる。」、「下村文科大臣は、後期中等教育段階の教育の機会均等の確保とは無関係な外交的、政治的判断に基づいて本件省令を制定して本件規程を削除したものであるべきであるから、…委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効と解すべきである」（甲A第160号証78ページ）と判示するところ、かかる判断は、所管大臣であった下村大臣の主観的事情を決定的な事情に位置づけた上で、これに基づくハ規定の削除が支給法の委任の趣旨を逸脱するとしたものであり、大阪地裁判決のかかる判断手法は、既に述べたところに照らしてそれ自体において誤りであることは明らかである。

(4) ハ規定削除に至る基本的な事実経過に照らしても、ハ規定の削除は文部科学省内でもかねてからの懸案事項であったから、いずれにせよ下村大臣の外交的、政治的意見によるものでないことは明らかであること

ア 前記第3で述べた諸事情から明らかなおり、下村大臣就任以前から、報道等による各事情から朝鮮総連と各朝鮮高級学校との間に「不当な支配」が疑われ、法令に基づく学校の運営が適正に行われていないのではないかと疑念を生じさせる事情が多数あった。これら事実関係の有無について、各朝鮮高級学校に照会しても、その真偽が不明であり、それ以上真偽の確認もできない状態となっていた。審査会委員からも審査に限界がある旨の意見が挙げられていた状況であった。

そのため、就学支援金にまつわる業務を所管していた望月主任視学官らは、各朝鮮高級学校について、これ以上審査を継続したところで本件規程

13条適合性を判断できるとは考えられない上、ハ規定は、適合性判断に疑念が生じる事情があっても、その事実関係の真偽を判断するための調査権限もなく、その存在自体に問題があるとの心証を持った。そして、望月主任視学官らは、就任直後の下村大臣に対し、審査の状況とともに、各朝鮮高級学校についてこれ以上審査を継続しても本件規程13条適合性を判断できるとは考えられないこと、ハ規定の存在自体に問題があることについても説明、報告した（乙第77、78及び80号証）。

下村大臣は、これら望月主任視学官らからの報告を受けて、不指定処分及び本件省令改正を承認したものである。

イ 以上の経過から明らかなどおり、各朝鮮高級学校に対する審査の過程で、ハ規定の問題性が把握され、審査を担当する文部科学省の事務方職員においてもハ規定の削除が検討されていた。ハ規定の削除は、文科省内でもかねてからの懸案事項であったものについて、ハ規定の存在自体に問題があることを踏まえて行われたものである。かかる省令改正の経緯において、下村大臣の外交的、政治的意見が、殊更に省令改正の内容や方向性に影響を与えたという事情は認められないのであって、その意味においても、本件省令改正が下村大臣の外交的、政治的意見によるものでないことは明らかである。

ウ これに対し、大阪地裁判決は、本件省令改正が下村大臣の外交的、政治的意見によるものである旨判示するが、そもそも、委任命令が法の委任の趣旨を逸脱するか否かの判断に当たり、所管大臣の主観いかんは無関係であるから、本件省令改正は下村大臣の外交的、政治的判断によるものではなく、いずれにしても、大阪地裁判決が誤りであることは明らかである。

3 本件省令改正は、委任の趣旨を踏まえてされたものであり、支給法の委任の趣旨を逸脱しておらず、適法であること

(1) 支給法の文理、趣旨及び目的等に照らした場合のハ規定の位置づけ

ア 支給法2条1項5号は、就学支援金の支給対象校として指定され得る各種学校について「高等学校の課程に類する課程を置くものとして、文部科学省令で定めるもの」と規定している。これは、高等学校の課程に類する課程を有するとして、国民の租税を財源として教育の機会均等を図るに値する教育機関であるか否かの判断については、教育行政に精通する行政機関の専門技術的知見が必要不可欠であることに鑑み、かかる行政機関の専門技術的判断を尊重して下位法令に委任したものであると解される。

また、支給法1条も、同法の目的について「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする」としつつも、後期中等教育課程に学ぶ者全てを漏れなく就学支援金の対象とすることを要求するものではない。

その他、外国人を専ら対象とする各種学校を含め、いかなる学校について「高等学校の課程に類する課程」を有するものとして就学支援金の支給対象校とするかについて、支給法上、行政機関の裁量を限定するような規定は見当たらない。

したがって、支給対象校をどのように定めるかについては、行政機関の広範な専門技術的裁量に委ねられていると解するほかない。

イ かかる専門技術的知見に基づく判断として、「高等学校の課程に類する課程」を有することが制度的に担保されている類型の学校として、本件省令1条1項2号イ（大使館等を通じて日本の高等学校に対応する外国の学校と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられていることが確認できるもの）及びロ（国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けていることが確認できるもの）が規定された。

一方、これ以外の学校について、「高等学校の課程に類する課程」を有するとして、更にどこまでの類型の学校を就学支援金支給対象校とするかについては、支給法案に係る国会審議においても議論が重ねられたところ

である。その結果、各種学校については支給法の対象とならないことを原則としつつも、各朝鮮高級学校を含む一部外国人学校については、例外的に支給法の対象となり得るものとされたが、その際、各朝鮮高級学校を含め、特定の学校について必ず支給するものとされたわけではなく、支給対象校をいかに定めるかは、やはり行政機関の専門技術的裁量に委ねられたのである。

このようにして、対象となる外国人学校として各朝鮮高級学校をも念頭に置いてハ規定が制定されたものであり、ハ規定に基づき「高等学校の課程に類する課程」を有するか否かを判断するための具体的基準として本件規程が制定されたものである。

ウ 以上のような支給法の文理、趣旨、目的や立法経緯等に照らせば、ハ規定のような包括的な条項を設けるか否かも含めて、支給対象校をいかに定めるかについては、行政機関の専門技術的知見に基づく判断に委ねられたと解するのが、支給法の趣旨に合致するものといえる。

(2) ハ規定を削除する本件省令改正は支給法の委任の趣旨を逸脱しておらず、適法、有効であること

これまで繰り返し述べたとおり、審査に限界があり問題性が明らかとなった規定についてこれを放置せずに削除することは、支給法の適切な運用を担う文部科学大臣に課された責務であって、その専門技術的な裁量の範囲内であることは当然である。

この点、各朝鮮高級学校から指定対象外国人学校の指定の申請がされたが、各朝鮮高級学校については、これまで繰り返し述べ、前記第3及び第4で述べたような本件規程13条適合性に疑念を生じさせる多数の事情があり、これらについて真偽を判断するための調査手法がないため、本件規程適合性審査を行うにつれ、本件規程13条適合性の審査に限界があり、ハ規定自体に問題があることが明らかとなった。

また、支給法の対象となるべく指定を求める外国人学校としていかなる各種学校が存在するかについては、教育行政を司る文部科学大臣において最もよく把握するところであり、各朝鮮高級学校以外に指定の申請を行う学校があるか否かについても、これを最もよく判断し得るのは教育行政に通暁する文部科学大臣であることは明らかであるところ、各朝鮮高級学校以外には、ハ規定を根拠として申請をする学校はない状況であった。

このように、本件では、各朝鮮高級学校の審査の過程で、基準適合性の審査に限界があり、ハ規定の存在自体に問題があることが明らかになった上、教育行政に通暁する文部科学大臣において、各朝鮮高級学校のほかにハ規定に基づく申請をする学校がないと判断し得たことから、本件省令改正を行ったものである。

また、ハ規定を削除する本件省令改正は、各朝鮮高級学校に対して新たな義務を課したり既存の権利を奪うようなものではなく、各朝鮮高級学校において従来と同様の態勢の下で従来どおりの教育活動を行うことを何ら妨げるものではない。

したがって、本件省令改正が支給法の委任の趣旨を逸脱しないことは明らかである。

(3) 小括

以上の次第であるから、本件省令1条1項2号ハの規定を削除する本件省令改正は、支給法の委任の趣旨を逸脱せず、適法、有効であり、大阪地裁判決が誤りであることは明らかである。

第6 結語

以上のとおり、大阪地裁判決は、教育基本法を始めとする教育関係法令から導かれる本件省令1条1項2号ハ及び本件規程13条の解釈を誤り、大阪朝鮮高級学校について本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情はないとした

上、委任命令が法の委任の趣旨を逸脱するか否かの判断とは無関係な所管大臣の主観的判断を殊更採り上げ、ハ規定を削除する本件省令改正を違法、無効としたものであり、その判断がいずれも誤りであることは明らかである。

以上